広報 いわくら

4.1

2015.No.1057

広報いわくら　2015年4月1日号　No.1057

▲3月1日（日）～2日（月）、泉会館でつるし飾りが展示されました。展示されたつるし飾りは、つるし飾り同好会の皆さんが自宅等にある使わない物を再利用して手作りしたものです。

市の花／つつじ

平成２７年度施政方針（要旨）　3

愛知県議会議員一般選挙　１０

投票日　４月１２日　午前７時～午後８時

市政の窓　12

・４月１日から、ごみと資源の出し方が一部変更になります……12
・生活困窮者自立相談支援事業が始まります……12
・住宅用太陽光発電システムの設置費を補助します……12
・固定資産税・都市計画税　平成27年は評価替えの年です……13
・個人住民税の特別徴収についてお知らせします……14
・固定資産（土地・家屋）の価格等の縦覧ができます……14
・アダプトプログラム（公園・道路等の里親制度）にご参加を！……15
・合併処理浄化槽の設置費に補助します…15
・４月１日から下水道が使用できる区域が広がります……16
・平成27年度からの65歳以上の人（第１号被保険者）の介護保険料を見直しました……18
・第６期岩倉市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画を策定しました……19
・岩倉市の障害者福祉をお知らせします…20
・岩倉市の高齢者福祉をお知らせします…24
・後期高齢者医療保険料を年金から差し引かれている皆さんへ……25
・平成27年度後期高齢者医療制度の保険料のお知らせを郵送します……25
・国民健康保険税の納付書を送付します……25
・国民健康保険一部負担金の減免と徴収猶予について、お知らせします……25
・非自発的失業者の人は国民健康保険税が軽減されます……26
・意欲的な農業者の農業活動を支援します「岩倉市農業振興事業助成制度」……26
・「緑の募金」にご協力を……27
・救急救命士による処置の範囲が広がります……27
・樹木・樹林に報奨金を交付します……28
・水道水を安心して飲用していただくために……28
・PR大使い～わくん……28

健康講座　29

口臭について

Departamento de Informações ポルトガル語情報コーナー　41

災害時にも使えるレシピ（家庭料理編）　42

モンゴルの大自然の雄大さを肌で感じてみませんか　42

フォトニュース　43

第２５回ダンス＆体操発表会、春の子ども劇場、史跡公園　月釜

表紙の写真

「クリーンアップ五条川2015」

３月７日（土）、岩倉の水辺を守る会の主催でクリーンアップ五条川２０１５が行われ、約８００人が参加しました。当日回収されたごみの量は約３．５ｔでした。

暮らしのガイド　30

催し……30
募集……32
講座・教室……36
健康……36
相談・その他……36

スマートフォンアプリ
い～わいわくら観光なび

iOS版　Android版

い～わ　いわくら観光なび　検索

Facebook

https://www.facebook.com/iiwakun

い～わくん　フェイスブック　検索

@iwakuraiiwakun

https://twitter.com/iwakuraiiwakun

い～わくん　ツイッター　検索

岩倉市は
・交通安全都市宣言（昭和37年1月27日）
・核兵器廃絶平和都市宣言（平成7年12月20日）
・安全・安心なまち宣言（平成16年12月6日）
・環境都市宣言（平成25年3月28日）
のまちです。

小さなまちから大きな夢を

岩倉市民憲章

悠久の時を刻みながら流れる五条川。多くの文化遺産。
私たちは、この自然と伝統に恵まれた岩倉を愛し、
調和のとれたまちづくりをめざして市民憲章を定めます。

広げよう　愛　ふれ合い　みんなの和　（家族仲間の和を願って）
育てよう　心　からだ　みんなの健康　（市民一人一人の幸せを願って）
高めよう　文化　芸術　みんなの暮らし　（生活の質の向上を願って）
守ろう　自然　環境　みんなの地球　（かけがえのない地球の存続を願って）
つくろう　人　まち　みんなの未来　（豊かな社会の実現を願って）

平成27年度 施政方針（要旨）

はじめに

平成27年第1回岩倉市議会定例会の開会にあたり、私の市政運営に対する基本方針を申し上げ、市民の皆様並びに議員各位のご理解、ご協力を賜りたいと存じます。

私は、「子育て世代住みたいまちNO.1」を目指して、2期目の岩倉市長に就任してから、既に3年目に入っています。

改めて、このマニフェストを顧みるとき、このキャッチフレーズに込めた想いは、子育て世代が住みたいまちは、「全ての年代に魅力的なまち」であるということです。移住・定住を促す、住宅環境の向上、交通アクセスの利便、安心安全のまちづくり、教育環境の充実、子育て支援、健康で心豊かに暮らせるまちづくりを総合的に推進して「住みたい」「住んでよかった」を実感できる活力あふれるまちづくりを進めるというものであります。決して、子育て世代に特化した政策だけを進めていくということを宣言しているものではありません。

その具体的な施策として掲げました、信頼に応える100策は、市民の皆様並びに議員各位のご理解、ご協力により、着実に実行してまいりました。

これからさらに、施策を充実させ、少子高齢化、地方分権の推進に対応していくための方策の一つとして、平成27年度から市の組織の見直しを行います。この見直しにつきましては、職員の意見聴取を始め、職員で構成する組織・機構検討委員会の報告を受けて、私が決定したものであります。この組織見直しのポイントは、いくつかあります。

1つ目は、子どもに関する組織の一元化。2つ目は、市民活動支援の重点化。3つ目は、超高齢社会に対応するための連携強化。4つ目は、まちづくり戦略の推進。5つ目は、業務拡大に対応するための組織再編であります。子ども・子育て支援新制度、教育委員会制度改正、生活困窮者自立支援法といった新たな法制度への的確な対応、多様化する社会的ニーズに応えるとともに、市民が利用しやすい市役所となるよう再編することとしました。

新たな制度以外にも、平成27年度に本格化する事業として、社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度があります。これまで、庁内組織を編成し、業務影響度調査などを進めてきましたが、10月に個人番号通知カードの送付、平成28年1月から個人番号カードの交付が始まります。また、昨年4月から社会保障と税の一体改革の一つの柱として、消費税率が5パーセントから8パーセントに引き上げられたことに伴い、所得の低い人への臨時福祉給付金や子育て世帯への臨時特例給付金の支給が実施されましたが、平成27年度も引き続き、給付額を縮小して実施されることになりました。いずれの事業につきましても着実に実行してまいります。

さて、平成27年度の国の一般会計予算案は、前年度当初比0・5パーセント増の96兆3千420億円と過去最大に

なっていますが、これは社会保障関係費が、3・3パーセント、1兆円増の31兆5千297億円となったことが最大の要因であります。ただし、社会保障の充実の財源とされていた消費税収が、税率の引き上げを1年6カ月延期されたことも影響して、年金額が少ない低所得の人への給付措置が先送りされたほか、生活保護費の減額、介護報酬の引き下げなど、自然増を圧縮する策も講じられています。

平成27年度予算とは別に、平成26年度の国の補正予算では、地域住民生活等緊急支援のための交付金が創設されました。地方創生先行型と地域消費喚起・生活支援型に区別されますが、この交付金を活用して、空き家等実態調査事業など、新たな事業も実行してまいります。

岩倉市予算の概要

このような状況を踏まえ、限られた財源を有効に活用し、決算・成果を重視し、執行状況、将来負担を勘案して編成しました平成27年度一般会計予算案の総額は、146億8千万円で平成26年度当初予算比2・2パーセント増となりました。6つの特別会計の合計は、10・5パーセント増の合計103億4千973万2千円、上水道事業会計は、6・1パーセント減の9億5千537万円となり、全会計の総額は5・0パーセント増の259億8千510万2千円となりました。

一般会計予算におきましては、平成12年度の市庁舎建設時に次ぐ、積極的な大型予算となっております。特に大きな予算を配分した事業は、新学校給食センター建設事業、北島藤島線街路改良事業の跨線橋工事、さらに、生活保護費、障害者自立支援費、後期高齢者療養給付費などの社会保障関係経費であります。一方で、他市町と共同運営しています消防指令センターおよび小牧岩倉衛生組合のごみ処理施設の建設事業が完了したことでの負担金の大きな減額や市債残高の減少により公債費が縮小することによる減額もあります。

歳入につきましては、市税では、税制改正や土地家屋の新増築、評価替えなどの影響と今年度の決算見込みを勘案し、平成26年度当初予算と比較して、0・2パーセント減の62億1千60万円を見込みました。

地方消費税交付金は、消費税率の8パーセントへの改正の影響が通年ベースとなることから30・8パーセント増の6億8千万円とし、地方交付税は、地方税収の伸びを反映し総額は減少されたこと、近年の交付実績を勘案し、3・3パーセント減の14億5千万円といたしました。市債は、12・1パーセント増の12億6千600万円としました。そのうち、臨時財政対策債は、平成26年度と同額の8億円を見込んでいます。

施策について

それでは、平成27年度に取り組む6つの重点施策と主な新規事業などについて、第4次岩倉市総合計画の基本目標の順にご説明申し上げます。

「安心していきいきと暮らせるまち（健康・福祉）」

まずは、1つ目の基本目標であります「安心していきいきと暮らせるまちづくり」です。

1　健康

健康・福祉など社会保障施策を充実させ、市民の誰もが健康で、みんなで支えあい、生きがいを感じて、医療や介護が必要となっても安心して暮らすことのできる社会環境づくりを進めます。

健康づくりでは、健康志向ブームもあって、いずれの事業も好評でありますので、引き続きポールウォーキング、スクエアステップの普及に取り組みます。運動習慣の確立を目的に始めた、いわくら健康マイレージ事業とともに、より多くの市民に浸透していくよう健康づくり事業を充実してまいります。

健康管理では、国民健康保険の特定健診とがん検診の一部を集団受診だけではなく、医療機関でも受診できるようにいたします。また、新たに40歳節目歯科健康診査事業を始めます。その他の各種検診や予防接種の有効性を広く周知することで、受診率の向上に努めます。

▲スクエアステップの様子

2 市民福祉

高齢者福祉では、第6期高齢者保健福祉計画および介護保険事業計画に基づき、いきいきと暮らせる「役立ち感」に満ちた長寿社会を目指していきます。高齢者施設として、平成28年4月の開設に向けて、社会福祉法人が市内で新たな特別養護老人ホームの建設を進めており、昨年度に引き続き、建設に対して補助をしていきます。

介護保険制度では、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実および生活支援・介護予防サービスの体制整備が位置付けられました。そのため、認知症サポート医の養成支援を進めるとともに、生活支援コーディネーターおよび協議体のあり方などを検討する研究会を設置します。

子育て支援では、平成27年4月に3歳未満児を受け入れる、認定こども園が3園、私立保育園が1園開設をいたしますが、さらに、0歳児の定員枠の拡大を図るため、岩倉駅東に建設されるビルに、小規模保育事業所を開設する事業者に対して、施設整備補助金を交付します。あわせて、駅前ビルに県内では初となる専用車両により園児の送り迎えを行う送迎保育ステーションを整備していきます。このことにより、保護者の利便性を高めるとともに、市内の保育園、認定こども園を一体的に利用できる保育環境が整うものと考えています。

放課後児童クラブは、4月から受入学年を拡大します。また、国の放課後子ども総合プランに基づき、全ての児童の安心安全な居場所を確保するため、放課後児童クラブおよび放課後子ども教室のあり方を検討していきます。昨年の夏休み期間中は、放課後児童クラブを北小学校の特別教室やさくらの家でも実施しましたが、南小学校でも実施することとし、保護者のニーズも調査しながら、学校内での実施に向けて検討を進めてまいります。

このほか、良好な保育環境の整備を図るために進めてまいりました保育園の空調機整備を、中部保育園と東部保育園で実施していきます。

3 社会保障

国民健康保険では、保険税の賦課限度額を国の基準に準じて引き上げ、収入や資産能力に応じた負担をお願いしていきます。なお、国の補助を受けて、保険加入時に、キャッシュカードで手続ができる口座振替受付サービスを開始します。

「自然と調和した安全でうるおいのあるまち（環境・防災防犯）」

2つ目の基本目標は、「自然と調和した安全でうるおいのあるまちづくり」です。

自然環境を保全し、市民誰もが自然をいつくしむ想いを持って、環境への配慮が進み、また、防災防犯施策を充実させ、地域の防災・防犯力強化により安心して安全に暮らすことのできるまちづくりを進めます。

1 公園・緑地

公園整備では、石仏スポーツ広場南側での多目的広場の整備に向けて、基本設計などの業務を実施してまいります。また、愛知県より占用許可を受けています主要地方道春日井一宮線高架下を有効活用し、子どもたちが、雨天でも利用でき、自転車に乗る練習やスケートボードなどが安全に楽しめる場所となるよう整備をします。

2 環境保全

環境事業では、自然生態園が開設から20周年を迎えますので、自然生態園の歩みや今後の展望などをテーマに記念講演会を開催します。また、岩倉市環境基本計画に定めるリーディング事業の一つであります節電特典制度を実施します。こういった取組を契機に、自然環境保全の推進、環境に配慮したライフスタイルの普及・啓発を図ってまいります。

廃棄物・リサイクルでは、小牧岩倉衛生組合の新ごみ処理施設が3月22日に竣工式を迎えます。施設の愛称は「小牧岩倉エコルセンター」に決まりました。岩倉市在住の小学生の提案が採用され、二重の喜びを感じています。新たな施設を活かすために、小牧市とともに周辺の環境保全対策やごみの収集、処分についても引き続き検討していきます。

▲新ごみ処理施設　小牧岩倉エコルセンター

また、現在、清掃事務所の改修工事を実施していますが、1階に常設の資源回収ステーション「e―ライフプラザ」を開設します。分別収集、古紙と古着の日、日曜資源回収を補完しながら、ごみ減量に取り組む新たな拠点としていきます。

3　防災・防犯

防災対策では、東日本大震災の教訓として、津波避難では、高台に逃げるとしていた学校と、校舎の3階以上に避難するとしていた学校とでは、被害の状況が異なったということを聞きました。平常時から災害に対する備えを考えるときには、より具体的で実態に即した指針が必要であるということを意識しなければなりません。

具体的な災害対応策を検討する上で、平成7年度に策定した地震対策基礎調査に基づき、市の地震対策を推進してきましたが、策定から20年が経過していますので、改めて、地質調査などのデータを収集分析し、被害想定、総合評価、防災マップの作成を行う地震対策基礎調査を実施します。

災害発生後の対応策としては、災害時に対応できるBCP（業務継続計画）を策定しましたので、これをもとに市民の生命・財産を守り、日常生活への早期復帰を図ると同時に、行政サービスの提供を一定レベルで維持できるようにしていきます。また、災害時の情報伝達の円滑化を図るために導入した同報系防災行政無線や移動系防災行政無線を有効に活用していきます。

さらに、災害で被害を受けた際、福祉的な配慮を必要とする避難者に対して福祉避難所を開設するため、市内の法人と協定を締結していますが、その際に必要となる毛布など寝具類や備品を、南海トラフ巨大地震等対策事業費補助金を活用し常備していきます。

浸水対策では、大矢公園の地下貯留施設の事業認可申請、五条川小学校の地下貯留施設の建設に伴う調査・基本設計に着手し、浸水被害の緩和を着実に進めてまいります。

消防・救急では、4市2広域事務組合の消防本部で共同運用する消防通信指令事務は、消防指令センターの建設が完了し、平成28年度の開始に向け、高機能指令設備、デジタル消防救急無線設備の整備を進めていきます。

また、消防団についても装備を充実するよう防火衣、防火ヘルメットなどを購入するとともに、手当の増額、研修の充実など支援強化を図ります。

▲消防出初式での放水の様子

さらに、消防力の向上を目的に災害時における資機材の搬送や緊急消防援助隊として出動する際の支援車両としても利用できる資機材搬送車を購入するなど、市民の安心安全の確保に努めます。

「豊かな心を育み人が輝くまち（生涯学習・教育）」

3つ目の基本目標は、「豊かな心を育み人が輝くまちづくり」です。

特色ある学校運営やスポーツ、文化芸術活動を楽しみながら、市民一人ひとりが、夢と希望を持って自分らしく充実した人生を送ることができるような環境づくりを進めます。

1　生涯学習の推進

全ての市民の教育・学習活動、文化・スポーツ活動などを支援するため、教育の全分野を対象とし、教育振興基本計画の策定に取り組みます。平成27年度には、現状と課題の整理、関係団体へのヒアリングや市民アンケートを実施します。あわせて、推進委員会を設置し、平成28年度にかけて、今後の施策、目標を示す計画を策定していくものです。

文化財関係では、郷土の歴史、文化に対する理解を深め、文化財保護の普及啓発につなげていくために、郷土の歴史的偉人である山内一豊に関する企画展、講演会を開催します。

スポーツ関係では、総合体育文化センターでのスポーツ教室とは別に、各地区で、カローリング、ミニテニスなどの幅広い年齢層が取り組めるニュースポーツ教室を開催していきます。

2　学校教育

学校教育では、引き続き「子どもは未来のまちづくり人」を基本方針に掲げ、小・中学校での魅力ある学びづくり教育活動を支援していきます。また、発達障害のある児童生徒の学習や学校生活の支援を行う特別支援教育支援員は、個性に即した支

援を行うことで、学級運営を円滑に行えるよう増員し充実させます。教育施設の整備では、曽野小学校の老朽化した複合遊具、南小学校の屋上防水工事など、既存の施設の効果的な更新に努めます。また、小学校の保健室には、新たにシャワー設備を設置する工事を計画的に実施し、教育環境の整備を推進してまいります。

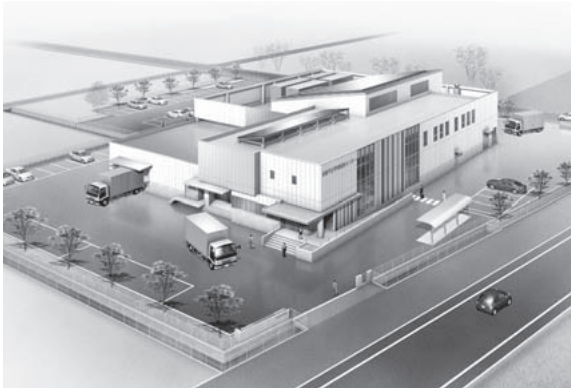
▲新学校給食センターの完成予想図

新学校給食センターは、用地取得を完了し、実施設計を基に平成28年9月の給食開始を目指して、建設工事に取りかかります。学校給食衛生管理基準に適合した安全な施設とすることを第一に、食育の実践場所としての役割にも配慮をしてまいります。また、子どもたちに親しみを持ってもらうために愛称などの募集も実施します。

「快適で利便性の高い魅力あるまち（都市基盤）」

4つ目の基本目標は、「快適で利便性の高い魅力あるまちづくり」です。

道路や上下水道などの良好な都市基盤、利便性の高い公共交通網が整備され、市民誰もが快適さや安心安全な生活を実感しながら暮らせるまちづくりを進めます。

1　交通対策

▲デマンド型乗合タクシー
のり愛い～わ号

交通対策では、高齢者、障がい者および子育て世代の外出支援、社会参加の促進および公共施設の利便性の向上を目的としたデマンド交通事業が、予約受付期間の変更、乗降場所の追加など、事業内容を見直しながら、平成26年10月から本格運行に移行しました。これまで同様に安全な運行を続け、利用登録者の裾野を広げ、多くの人に利用されますよう努めてまいります。

2　道路・市街地整備

▲北島藤島線街路改良工事の様子

道路整備では、北島藤島線街路改良工事の上部工事は、現在、進行中ですが、平成28年度末の工事完了を目指して、安全第一に事業を進めていきます。また、五条川に架かる天保橋の建設事業は、愛知県、北名古屋市と共同で引き続き進め、接続する道路の拡幅に必要な用地を購入します。このほか、平成26年4月に都市計画事業認可を取得しました桜通線街路改良事業は、岩倉駅東駅前広場から岩倉街道までを第1工区として早期整備に向けて用地取得、物件移転補償を進めていきます。

3　下水道・上水道

下水道では、快適な住みよい生活環境を創る事業として、整備計画に沿って、着実に工事を進め供用開始区域を増やしてまいります。

上水道では、災害時に備え、計画的な老朽管の更新とともに、地震発生時においても病院・避難所などの施設への水道水の供給を確保するために、基幹管路の耐震化を引き続き進めてまいります。

「地域資源を生かした活力あふれるまち（産業）」

5つ目の基本目標は、「地域資源を生かした活力あふれるまちづくり」です。

農業振興、商工業の発展、さらに交通の利便性や地域資源を生かした観光事業の推進により、人や物が交流する賑わい空間が生まれる活力あふれるまちづくりを進めます。

1　農業・工業・商業

農業では、第2期岩倉市食育推進計画の発表も兼ねて、多様な主体の連携による食育を推進するための食育シンポジウムを開催します。

産業振興では、事業者へのアンケート調査やヒアリングを行い、商工業事業所の実態と魅力を紹介するガイドブックを作成するとともに、岩倉市の産業が元気になる取組をみんなで考える会議を開催し、情報共有、意見交換を行っています。引き続き、商工会と連携し、若手事業者による円卓会議を開催し、意見交換を行うとともに、企業活性化のためのセミナーや勉強会の企画運営を行いながら事業者自ら行う商工業の活性化を図る取組を支援していきます。

商業では、消費喚起や生活支援を目的として、商工会と共同で、プレミアム付商品券を発行し、地元事業者の活性化を支援していきます。

2　観光・交流

観光事業では、岩倉市の最大の観光資源である五条川の桜は、先人が残してくれた貴重な財産でありますので、市民団体の皆様とともに一層丁寧に保存に努めていきます。また、岩倉市の魅力を発信するためのサイト「さくらいふ　いわくらし」を3月中に立ち上げます。市の情報を随時、更新し、イベント、特産品、観光などを宣伝するために活用していきます。

▲さくらいふ　いわくらし

そのほか、NPO法人「いわくら観光振興会」に委託して市役所に開設している観光情報ステーションは、い～わくんとともに認知度も上がり、観光宣伝効果を発揮してきています。これからも岩倉市のPRイベントをより充実させ、さまざまな手段で認知度向上策を積み重ねていくことを意識して、観光まちづくり事業を推進していきます。

「市民とともに歩む　ひらかれたまち（協働・行財政運営）」

6つ目の基本目標は、「市民とともに歩む　ひらかれたまちづくり」です。

市民が担い手となって誇りと愛着を育む協働のまちづくりを推進するため、誰もがまちづくりに積極的に参加することができる環境を整備するとともに、行政情報を広く提供し、将来の世代に過重な負担を課すことのない持続可能な都市経営に努めます。

1　市民協働・地域コミュニティ

市民協働では、岩倉市自治基本条例に規定する市民参加と協働、住民投票について、市民参加条例検討委員会で慎重な検討を重ねていただいています。検討委員会の継続、シンポジウムの開催を経て、平成27年度中の制定に向けて取り組んでまいります。行政区につきましては、これまでの区育成補助金の交付要綱を改正し、区全体で取り組む行事にも助成できる、事業費補助の要素も加えていきます。

2　行財政運営・平和行政

行政経営では、平成26年度から、第4次岩倉市総合計画の中間見直しを行っています。これまでの4年間の成果を分析し、課題、将来目標の検証を行い、平成27年度に改定計画を策定するものであります。

平和行政では、平成27年度は、戦後70年を迎える節目の年となることから、毎年実施しています小中学生平和派遣、資料展、語り部の体験を聞く会に加えて、記念植樹を始め、平和ポスター募集・作品展、市民ふれ愛まつり会場で戦争体験を語る講演を行うとともに戦争資料展を開催し、戦争の悲惨さや平和について考える機会を増やし、平和の大切さを次世代に引き継ぐように努めます。

▲平和をかんがえる会の様子

人事マネジメントでは、昨年10月に人材育成基本方針を定めました。「職員としての使命と責任を持ち自ら考え挑戦する職員」を目指す職員像として、人材育成に努めます。また、職員教育の一つとして、愛知県、宮城県岩沼市、広域滞納整理機構、後期高齢者医療広域連合に職員派遣を継続します。

以上、平成27年度における市政運営の基本方針について、述べさせていただきました。

結び

岩倉市も、少子高齢化が進んで、人口が減少しています。とかく良くないことのように高齢化が語られる場合がありますが、高齢になっても、いつまでもふるさと岩倉で元気に過ごしていただけるよう各種施策を展開していかなければならないと考えています。

一方、少子化については、さまざまな問題があると考えています。実態として、岩倉市立の小中学校の児童生徒数を見ると、ピーク時と比べ約2分の1になっています。学級数では中学校では20クラス、小学校では50クラスも減少しています。生産年齢人口は、年々減少し、住民登録上、約3万人という状況で、10年前より4千人減少しており、税収、消費にも影響があります。

人口減少、東京圏への人口集中は、日本全体が直面する問題として、昨年、国の組織「まち・ひと・しごと創生本部」が創設され、地方が成長する力を取り戻し、急速に進む人口減少を克服する目的で、「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」・「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が取りまとめられ、都道府県、市町村にも総合戦略を策定していくことが要請されています。本市においても、広域的な取組も視野に入れながらその策定に取り組みます。

人口減少に歯止めをかけるには、若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現を図ることが重要であります。けれども、その方策には、支援事業を充実させることで可能であるとか、今、実施していないことを新たに取り組めば目的を達成できるという特効薬はありません。さまざまな分野にわたる取組を長期的・継続的に実施していかなければなりません。はじめに述べました、私のマニフェストの理念と同様であります。

各種施策の実行により人口の自然増に努めるとともに、岩倉市への転入者を増やし、岩倉市からの転出者を減らす社会増に配意していかなければならないと考えています。

平成25年12月から刷新したふるさといわくら応援寄附金制度は、今年度になっても昨年度以上の寄附金額をいただいています。岩倉市の知名度を上げるということを目的に始めた事業ですが、一定の知名度の上昇に寄与しているとは思いますが、岩倉市自体を応援してくださる人より岩倉市特産品のお礼の品物を目的とした人が多いことも事実であります。

特産品は、岩倉市の魅力を高めるブランドの一つとして、これからもPRに努めていきます。もう一つのブランドとしては、観光資源があります。五条川の桜は、3月末頃にはきれいな花を咲かせ、全国から観光客を迎えます。岩倉市の魅力を発信できる絶好の機会を最大限活用していきたいと考えています。

▲五条川の桜

そして、特産品や観光資源とともに岩倉市ブランドとして「暮らし」を意識していきたいと考えます。市民意向調査では、「五条川や桜並木などの自然環境の保全」の次に「公共交通の利便性」が、満足度のトップであります。「交通の便が良い」という選択肢が、魅力がある点のトップであり、このことが、本市の最高のアピールポイントであることは、一致した評価であると思います。また、周辺の生活環境の満足度では、日常の買い物の便利さ、ごみ収集場所、駅、バス停、医院・診療所、小・中学校の近さが上位にきています。岩倉市に住んでいると気づきにくいのですが、コンパクトで、平坦な土地であることに起因する本市の住みやすさが、証明されています。さらに、「市内のイベントが活発」、「人々が親切で人間味がある」という、ソフト面が、魅力のある点の上位にきていることも誇らしく思います。

こうした「住みやすい暮らし（い～わくらし・岩倉市）」をシティプロモーションのキーワードとして、セールスポイントを前面に押し出して、市民、議会、行政の相互の立場や特性を認め合い、尊重しながら、ともに考え、協働して各種事業に全力で取り組んでまいります。

市民の皆様並びに議員各位のご支援とご協力を心からお願い申し上げ、施政方針説明とさせていただきます。

県政に 思いよ 届け この一票

愛知県議会議員一般選挙

投票日　4月12日　午前7時～午後8時

任期満了に伴う県議会議員選挙が4月12日㈰に行われます。

この選挙は、4月26日㈰に行われる市議会議員選挙とともに、私たちの生活に直接つながりのある人を選ぶ大切な選挙です。

棄権することなく、ぜひ投票に参加しましょう。

■この選挙に投票できる人

平成7年4月13日以前に生まれた人で、平成27年1月2日以前に住民票が作成され（転入届をし）引き続き平成27年4月2日まで住民基本台帳に記録されている人です。

■市内に転入された人

平成27年1月3日以降に転入届を出された人は、岩倉市の選挙人名簿には、まだ登録されませんので、岩倉市では投票することができません。

しかし、前住所地が愛知県内の場合には、特別な場合を除き、前住所地で投票することができます。

なお、投票するときには、岩倉市長の証明書（引き続き愛知県内の区域に住所を有する証明書）が必要ですので、該当する人は、市民窓口課へお申し出ください。

■市外へ転出された人

岩倉市の選挙人名簿に登録されていた人で平成27年1月3日以降に岩倉市から愛知県内の他の市町村へ転出された人、またはされる人は、特別な場合を除き、岩倉市で投票することができます。

なお、投票には新住所地の市町村長の証明書（引き続き愛知県の区域内に住所を有する証明書）が必要ですので、その証明書を新住所地の市役所等で交付を受けて持参してください。

■期日前投票

投票日に仕事や旅行などやむを得ない理由で投票所に行けない人は、投票日の前日まで期日前投票ができます。

◆期日前投票期間・時間　4月4日㈯～11日㈯午前8時30分～午後8時

※土・日曜日も投票できます。

◆期日前投票場所　市役所2階会議室1

期日前投票には、入場券をお持ちください（未着の場合は不要です。）。

※あらかじめ入場券裏面の宣誓書に必要事項を記入してお持ちいただくと、手続きが早くすみます。

■郵便による不在者投票

郵便による不在者投票ができる人は、身体障害者手帳または、戦傷病者手帳の交付を受けている選挙人で、障害の程度がそれぞれ左表に該当する人、介護保険法上の要介護者で介護保険証に要介護5の記載がされている人です。

郵便で不在者投票するためには、前もって郵便投票証明書が必要となります

障害の種類 ＼ 交付手帳名	身体障害者手帳	戦傷病者手帳
両下肢・体幹	1級・2級	特別項症から第2項症まで
移動機能		—
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸	1級・3級	特別項症から第3項症まで
免疫	1級～3級	—
肝臓	1級～3級	特別項症から第3項症まで

ので、選挙管理委員会へ詳細をお尋ねください。

■滞在地での不在者投票

出張や里帰りなどで、期日前投票期間および投票日とも岩倉市に不在の人は、滞在先の市町村選挙管理委員会で不在者投票ができます。あらかじめ手続きが必要ですので、お尋ねください。また、郵送に日数がかかるので、早めに手続きをしてください。

■病院などに入院している人

病気、ケガなどで入院されている人で、投票当日、投票所へ行けない場合は、指定の病院・施設であれば、そこで不在者投票をすることができますので、病院長または、施設長に申し出てください。

■代理投票など

心身の故障その他の事由により自ら候補者の氏名等を記載することができない人は、厳正な立ち会いのもとに係員があなたの投票したい候補者の名前を代筆します。

また、点字のできる人は、点字投票もできます。

■投票所入場券が届かないとき、紛失したとき

投票所入場券は、世帯ごとに郵送します。

入場券は、棄権防止、投票所の整理などの方法の一つとして発行していますので、入場券がなくても選挙人名簿に登録され、選挙権があれば投票できます。

入場券が届かないとき、または、紛失されたときは、投票当日、直接、投票所の受付係に申し出てください。

●問合先　岩倉市選挙管理委員会（☎38-5804）まで。

ご確認ください

あなたの
投票所

（主な行政区または町名で記載してあります）

※投票日当日は、ご案内した指定の投票所以外での投票はできません。
　お手元の投票所入場券で場所をご確認ください。

北第一投票所（八剱町 井上町）
（八剱町郷81番地１）

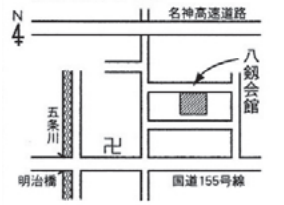

北第二投票所（神野町 石仏町）
（石仏町中屋敷597番地１）

上投票所（東町 中野町 北口 門前）
（宮前町一丁目２番地）

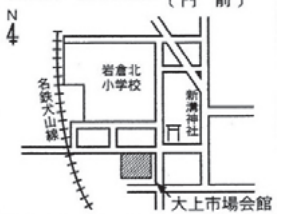

天神投票所（西市町 鈴井町 泉町 宮前町）
（宮前町二丁目69番地）

中第一投票所（中本町 上市場 下本町）
（中本町西出口15番地１）

中第二投票所（大市場町 下本町 昭和町一丁目 昭和町二丁目）
（下本町下市場27番地）

中央投票所（栄町 中央町 旭町 新柳町）
（栄町一丁目66番地）

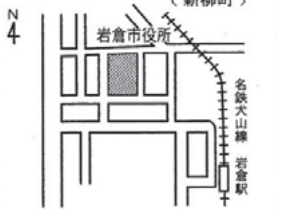

南第一投票所（大地町 大地新町 川井町 南新町）
（大地町小森93番地１）

南第二投票所（稲荷町 曽野町 昭和町三丁目）
（曽野町花ノ木57番地）

西投票所（北島町 野寄町）
（北島町1298番地）

期日前投票場所　市役所2階　会議室１

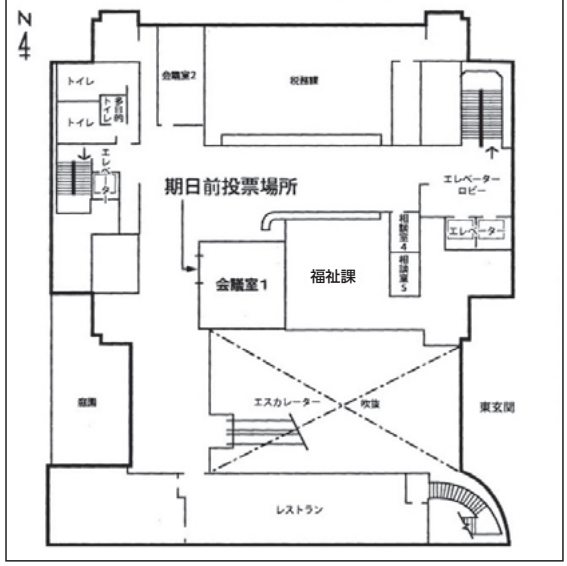

平日午後5時以降および土・日曜日は、エスカレーターか西側のエレベーターをご利用ください。

下投票所（大山寺町 大山寺元町 大山寺本町 五条町）
（大山寺元町８番地７）

東投票所（東新町）
（東新町釜之口４番地１）

開票

●**とき**　４月１２日（日）午後９時～

●**ところ**　総合体育文化センターアリーナ

※選挙人は参観できます。
　当日は混雑が予想されますので、係員の指示に従い、会場では静粛にしてください。

市政の窓

4月1日から、ごみと資源の出し方が一部変更になります

次の4点が変更または新しく始まります。詳しくは広報いわくら3月15日号と同時配布した「平成27年度ごみと資源の分別と出し方」をご覧ください。

●**e・ライフプラザ**　清掃事務所（石仏町稲葉1番地）1階に資源回収ステーションを開設します。

●**牛乳パック**　古紙の一種として、分別収集・古紙と古着の日等で回収します。

●**廃食用油**　揚げ物を調理した時に出る廃食用油（植物性油に限る）を、e・ライフプラザで回収します。

●**スプリングマットレス・FRP製品・オイルヒーター**　これまで処理困難物として専門業者での処理をお願いしていましたが、粗大ごみとして市で収集できるようになりました。ただし、スプリングマットレスおよびオイルヒーターは小牧岩倉エコルセンターへの持ち込みはできません。

●**問合先**　清掃事務所（☎66・5912）または、環境保全課廃棄物グループ（☎38・5808）まで。

※「平成27年度ごみと資源の分別と出し方」を随時配布しています。

生活困窮者自立相談支援事業が始まります

生活困窮者自立支援法の施行により、平成27年4月1日から、働きたくても働けない、生活に困っているなど、生活の困りごとや不安を抱えている人を対象に、生活自立支援相談室を開設しますので、お気軽にご相談ください。

●**内容**　支援員が相談を受けて、どのような支援が必要か一緒に考え、支援計画を作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。

●**開設日時**　月～金曜日、午前8時30分～正午、午後1時～午後5時15分（祝日、年末年始は除く）

●**ところ**　市役所2階生活自立支援相談室

●**問合先**　福祉課社会福祉グループ（☎38・5830）まで。

住宅用太陽光発電システムの設置費を補助します

市では、住宅用太陽光発電システムを設置する人に対し、次のとおり設置費を補助します。

●**対象システム**　住宅の屋根等への設置に適した低圧配電線と逆潮流有りで連結する太陽光発電システムで未使用のもの

●**補助対象者**

①市内において自らが所有し、かつ、居住する住宅に対象システムを設置しようとする人、または市内において自ら居住するため、新築する住宅にあわせて対象システムを設置しようとする人

②市内で自ら居住するため、建売住宅供給者から対象システム付き新築住宅を購入しようとする人

●**補助の金額**　発電システムを構成する太陽電池モジュールの最大出力値（単位はキロワット。出力5キロワットを超えるものについては5キロワットとして計算）に1万6千円を乗じた額

※平成27年度より補助に係る単価および出力の上限が変更になりましたのでご注意ください。

●**申込方法**　環境保全課環境グループに用意してある申請書を提出してください。

申請書は岩倉市ホームページ（アドレス裏表紙参照）からダウンロードすることもできます。

●**問合先**　環境保全課環境グループ（☎38・5808）まで。

固定資産税・都市計画税 平成27年は評価替えの年です

固定資産税は、1月1日現在（賦課期日）に、土地・家屋・償却資産を所有している人に課税されます。都市計画税は、市街化区域内に所在する土地と家屋に対して課税され、道路、公園、下水道などの都市計画事業や区画整理事業にかかる費用に当てるための目的税です。

評価替えと課税の仕組み

土地と家屋にかかる固定資産税・都市計画税は、国の固定資産評価基準に基づいて評価した価格（評価額）をもとに課税されます。

この評価額は3年に一度見直し（評価替え）を行い、平成27年度は、この評価替えの年にあたり、土地・家屋の評価替えを行いました。

(1) **土地**　土地の評価は、平成26年1月1日現在の地価公示価格等（国土交通省や県の公表）の7割をめどに評価替えを行い、さらに平成26年7月1日までの地価の変動にも対応して評価額を修正しました。

見直された評価額は、地目変更や分合筆、地価の下落等の事情がない限り、3年間は据え置かれます。

★住宅用地の特例措置　住宅やアパートなどの人が住むための建物の敷地となっている土地を住宅用地といいます。住宅用地には、それぞれの住宅用地区分ごとに応じた特例率を評価額に乗じて課税標準額を求める特例措置があります（左表のとおり）。

区　分	住宅用地特例率	
	固定資産税	都市計画税
小規模住宅用地（200㎡以下）	1／6	1／3
一般住宅用地（200㎡超の部分）	1／3	2／3

（注）住宅用地…住宅やアパートなど人が住むための建物の敷地となっている土地

(2) **家屋**　家屋の評価額は、まず、これまで建っていた家屋と同じ家屋をその場所に建てた場合において必要な建築費を求めます。その金額に新築時からの経過年数に応じた減点補正率を乗じることによってその家屋の評価額を求めます。

この結果、これまでの評価額を上回った場合は、これまでの評価額に据え置き、下回った場合は、その価格が新評価額となります。ただし、見直された評価額が新築当初評価額の2割に達した場合は、それ以降下がることはありません。

見直された評価額は、一部取壊しや全部取壊し、損壊等の事情がないかぎり3年間は据え置かれます。

★家屋の評価額の算出方法（左表のとおり）

(3) **税率**

★固定資産税…1・4パーセント

★都市計画税…0・3パーセント

(4) **その他**　今年度の納税通知者は4月10日㈮頃発送する予定です。

●問合先　税務課課税グループ（☎38-5806）まで。

評価額＝再建築価格（注1）×経年減点補正率（注2）

（注1）再建築価格…同じ家屋を建築した場合に必要な建築費
建築費は、評価対象となった家屋の屋根・基礎・外壁・内壁・床・天井・建具・建築設備等に使用されているものを、総務省で定めた「固定資産評価基準」に基づき算出します。

（注2）経年減点補正率…建築後の経過年数に応じて生じる減価等（構造・用途によって異なります）
初年度は1年経過したものとします。
評価替えごとに最低2割まで少しずつ下がります。

（例）
平成24年建築　居宅　木造
再建築価格12,500,000円
経年減点補正率（1年経過）0.80
建築当初評価額は12,500,000円×0.80＝10,000,000円
税額（固定資産税相当額）は10,000,000円×1.4%（税率）＝140,000円
（都市計画税相当額）は10,000,000円×0.3%（税率）＝ 30,000円

⇩ **評価替え**

平成27年度
再建築価格13,250,000円となった場合
経年減点補正率（3年経過）0.70
新評価額は13,250,000円×0.70＝9,275,000円
税額（固定資産税相当額）は9,275,000円×1.4%（税率）＝129,850円
（都市計画税相当額）は9,275,000円×0.3%（税率）＝ 27,825円

個人住民税の特別徴収についてお知らせします

市では、個人住民税の特別徴収義務者の指定推進に取り組んでいます。地方税法の規定に該当する事業所につきましては原則全ての事業所を特別徴収義務者に指定します。

個人住民税とは

個人の市民税と県民税を合わせた呼称です。個人住民税は私たちの日常生活に関わる、県や市町村の仕事である、福祉、保健、教育、ごみ、消防、道路などの費用を住民が分担しあう性格の税金で、地域社会を支える会費のようなものです。

特別徴収とは

事業所が従業員に支払う給与から毎月個人住民税を天引きし、従業員にかわり市町村に納める方法です。

給与から天引きする金額は、年税額と各月ごとの金額が記載された「特別徴収税額通知書」を５月末までに事業所に送付します。事業所の担当者の人が所得税のように税額を計算する必要はありません。

特別徴収義務者の指定

地方税法の規定により、所得税の源泉徴収義務のある事業所は、原則として特別徴収義務者に指定されます。

特別徴収の対象となる人

前年に給与所得があり、その年の４月に雇用されていて毎月の給料が支給される見込みの人であれば、正規雇用だけでなく非常勤、パートなどの人であっても特別徴収の対象となります。

納入時期

６月から翌年５月までの年１２回の給料から天引きし、翌月の１０日（１０日が土・日曜日、祝日の場合は翌営業日）までに納入していただきます。

なお、従業員が常時１０人未満の事業所は、納期の特例の制度を利用することができます。これは申請をして、市長の承認を受けることにより、６月から１１月分を１２月１０日まで、１２月から５月分を６月１０日までの年２回に分けて納入するというものです。

特別徴収の流れ

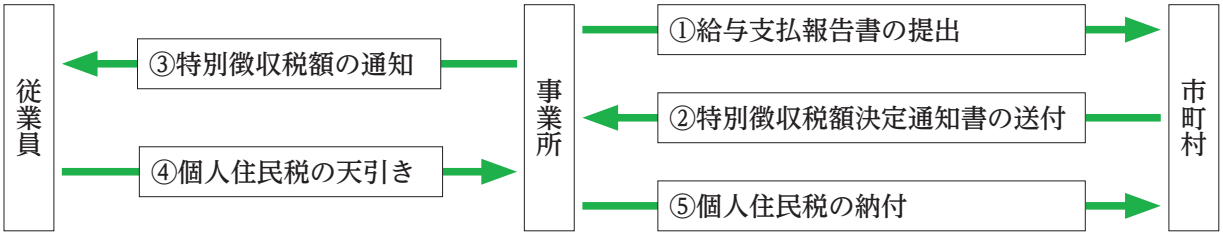

※給与収入がある人へのお知らせ

お勤めの会社での給与以外に収入（２カ所以上の会社での給与、不動産所得、譲渡所得など）のある人は、住民税額のうち、主たる会社での給与以外の収入に係る部分の税額を給与天引きではなく、自分で納付することが出来ます。希望される人は申出書を提出していただく必要があります。４月１６日（木）までに税務課課税グループへ提出をお願いします（既に確定申告書で希望を記入済みの人は除きます。）。

※申出書については、岩倉市ホームページ（アドレス裏表紙参照）からダウンロードできます。また、市役所２階税務課でも配布します。

●**問合先**　税務課課税グループ（☎３８－５８０６）まで。

固定資産（土地・家屋）の価格等の縦覧ができます

固定資産税の縦覧制度は、納税者のみなさんが他の土地や家屋の価格との比較を通じて自己の資産の価格が適正に評価されているかを判断していただくための制度です。

●**とき**　４月１日㈬～30日㈭午前８時30分～午後５時15分（土・日曜日、祝日を除く。）

●**ところ**　税務課課税グループ

●**縦覧できる帳簿**

★土地価格等縦覧帳簿（記載事項…所在・地番・課税地目・課税地積・評価額・市街化区分）

★家屋価格等縦覧帳簿（記載事項…所在・地番・家屋番号・構造・用途・課税床面積・評価額・建築年）

●**縦覧できる人**　市内に所在する土地または、家屋を所有している納税義務者と同居の親族・納税管理人・納税義務者の委任を受けた代理人。

なお、土地だけを所有している人は土地の縦覧帳簿のみ、家屋だけ所有している人は家屋の縦覧帳簿のみご覧になれます。

●**手数料**　無料

●**持参していただくもの**　納税義務者であることが証明できるもの（運転免許証等）

また、代理人が縦覧される場合は、納税義務者と代理人の押印がある委任状（法人の場合は、委任状に代表者印を押印したもの）が必要です。

●**問合先**　税務課課税グループ（☎38-5806）まで。

アダプトプログラム（公園・道路等の里親制度）にご参加を！

市では、自分たちの住むこの街をきれいにしよう、自分たちの地域に愛着を持ってもらおう、そんな気持ちを持つ市民のみなさんによる、アダプトプログラム（公園・道路等の里親制度）を実施しています。

【アダプトプログラムとは？】

「アダプト」とは英語で、「養子にする」という意味で、公園・道路等を「里子」と見立てて、市民の皆さんが「里親」となって定期的に空き缶、吸い殻等の散乱ごみを収集して環境美化活動を行うというものです。参加は、スポーツ団体、趣味サークル、友人グループなどの団体および個人、企業での参加となります。参加団体等には、市から活動に必要なごみ袋、清掃道具、腕章等を提供します。また、市と活動内容等について、簡単な合意書を取り交わしていただきます。

現在、市内では、2千295人の皆さんがこのアダプトプログラムに登録され、道路、公園等をきれいにしていただいています。ぜひ皆さんの手によって、ごみ散乱のない公園・道路等を育ててみませんか。

【主な内容】

●**清掃美化する区画**

ボランティアとなる市民や団体、企業が「里親」として一定区画（公園・道路等）を自分の「里子」とみなし、定期的に清掃し面倒を見ていただきます。身近なところを自分のできる範囲の清掃で結構です。

●**対象**　スポーツ団体、趣味サークル、友人グループなどの団体および個人、企業

●**活動内容**　公園・道路等の環境美化活動（空き缶、吸い殻等の散乱ごみの収集および除草等）

●**支給物品**　ごみ袋、清掃道具、腕章等

●**手続き**　里親を希望される人は、環境保全課に用意してあるアダプトプログラム申込書に必要事項を記入し、提出してください。

●**申込・問合先**　環境保全課環境グループ（☎38-5808）まで。

合併処理浄化槽の設置費に補助します

市では、生活排水による河川の汚れを防止するため、合併処理浄化槽を設置する人に次のとおり設置費を補助しています。

●**補助対象となる地域**　尾張都市計画下水道岩倉公共下水道に係る都市計画決定区域を除く市内全域

●**補助対象条件**

・浄化槽法に基づく構造基準に適合するもの

・生物化学的酸素要求量（BOD）除去率90パーセント以上、放流水のBOD20ミリグラム／リットル（日間平均値）以下の機能を有する20人槽以下の合併処理浄化槽

●**対象とならない人**

・浄化槽法に基づく設置の届出の審査または建築確認を受けずに合併処理浄化槽を設置する人。

・住宅を借りている人で、賃貸人の承諾を得られていない人。

・実績報告時に設置場所に住民登録しない人および居住しない人。

・自らの住居を目的とする住宅以外に合併処理浄化槽を設置する人。

・徴収金（岩倉市税条例第2条第2号で定める市税並びにその督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金および滞納処分費をいう。）を滞納している人。

・岩倉市暴力団排除条例第2条に定める暴力団および暴力団員であると認められる人。

●**補助限度額**

・既存の単独処理浄化槽または汲み取りを廃止し、合併処理浄化槽を設置する場合…5人槽（33万2千円）、6～7人槽（41万4千円）、8～10人槽（54万8千円）、11～20人槽（93万9千円）

・住宅を新築または増改築をすることに伴い合併処理浄化槽を設置する場合…20人槽以下（5万円）

●**申請・問合先**　環境保全課環境グループ（☎38-5808）まで。

4月1日から下水道が使用できる区域が広がります

4月1日から大山寺町、大山寺元町、大山寺本町、曽野町、稲荷町、大地町の一部の区域で下水道が使用できるようになります。

区域内の人で、浄化槽をお使いの場合は、速やかに公共下水道への接続工事（排水設備工事）をしてください。くみ取り便所をお使いの場合は、3年以内に水洗便所に改造し、公共下水道への接続工事をしてください。

また、すでに下水道が使用できる区域内の人で、下水道への接続工事をしていない場合は、速やかに工事を行ってください。

●受益者負担金　下水道整備区域内に土地を所有している人は、負担金が賦課されます。

ただしその土地が、地上権、質権、使用貸借または賃貸借による権利がある場合は、その権利者が対象となります。対象区域の土地を所有している皆さんへ下水道事業受益者申告書を送付しますので、ご協力をお願いします。

●工事は指定工事店で　排水設備工事やトイレの水洗化工事は、市が指定した工事店でなければ施工できません。表の「指定工事店一覧」から選んで工事を依頼してください。

●排水設備工事費の融資をあっせん

下水道の排水設備の設置には、次の改造資金の融資あっせん（無利子）を行っていますので、ご希望の人は指定工事店を通してお申し込みください。ただし、下水道が使用できるようになってから3年以内に行う工事が対象となります。

★くみ取り便所を水洗トイレに改造する工事…60万円以内（便槽が1個増すごとに30万円以内を加算）

★浄化槽を廃止する工事…30万円以内（浄化槽が1個増すごとに15万円以内を加算）

●雨水対策にご協力を　新たに下水道へ接続する時は、既存の浄化槽は不要となります。浄化槽を雨水貯留施設へ転用されますと、河川や排水路への雨水の流出が抑えられ、浸水被害の緩和が期待できます。また、溜まった雨水を散水等に利用することもできます。補助制度がありますので、事前にお問い合わせください（工事後の申請はできません。）。

●問合先　上下水道課下水道グループ（☎38-5815）まで。

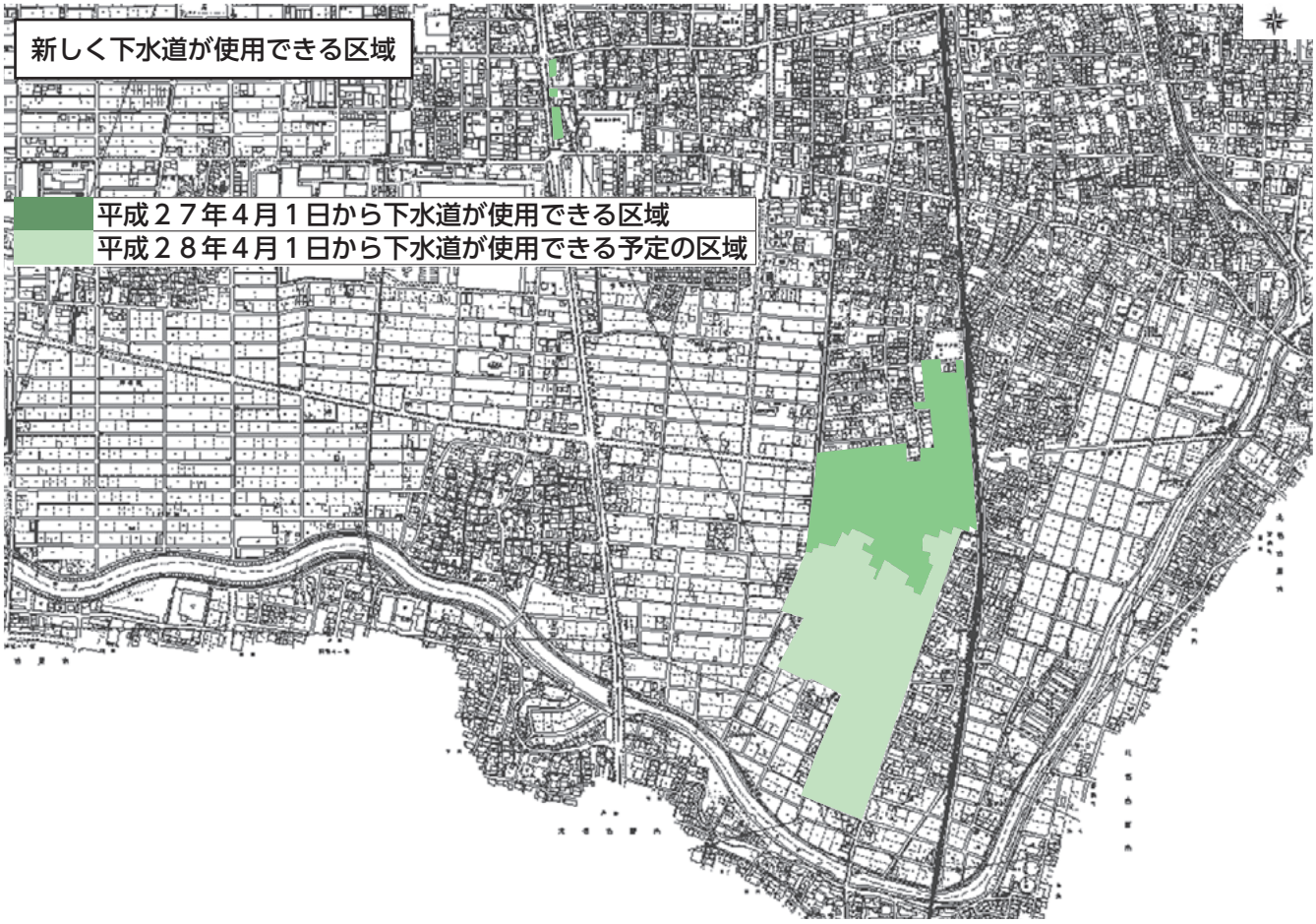

岩倉市下水道排水設備指定工事店一覧

平成２７年３月１日現在５９社

指定工事店名	住　　所	電話番号
有限会社　アイセイ工業	一宮市南小渕間之田６９－２	０５８６－６４－５７８２
アスカ設備　株式会社	海部郡大治町大字砂子字山ノ前７６３番地の１	０５２－４４４－３３８３
有限会社　新井工業	岩倉市新柳町二丁目５６番地	０５８７－３７－０３５３
株式会社　石原水道	海部郡蟹江町大字須成字市場１３３１番地	０５６７－９５－０５１６
株式会社　イチテック　岩倉支店	岩倉市西市町西市２６番地　メゾンサクライ１０２号	０５８７－３７－３４４１
伊藤水道工業　株式会社　岩倉支店	岩倉市鈴井町法成寺３８番地４	０５８７－３７－１３４５
有限会社　今井工業所	一宮市桜一丁目１７番１０号	０５８６－７２－７７１２
株式会社　大崎工務店　岩倉支店	岩倉市中央町三丁目１５番地	０５８７－３７－４８３４
有限会社　岡田工業	海部郡蟹江町学戸四丁目６番地	０５６７－９５－８６８３
有限会社　小田設備	江南市島宮町城２３番地	０５８７－５４－６１０９
尾張テクアス　株式会社	一宮市三条字通４番地１	０５８６－８５－７３１６
加藤工業　株式会社	小牧市中央一丁目７７番地	０５６８－７７－３２１１
協立設備工業　株式会社	名古屋市千種区高見１－１８－９	０５２－７５１－２００４
栗本土木　株式会社	岩倉市八剱町１７２１番地１	０５８７－６６－３３３３
ＧＲＯＷＴＨ（グロース）　株式会社	名古屋市守山区小幡太田１５番２０号	０５２－７９７－９１８８
有限会社　小森管工	岩倉市井上町畑田１４８番地	０５８７－３７－５８２３
桜井工業　株式会社	岩倉市西市町西野々２０番地	０５８７－３７－２２０５
株式会社　佐藤水工社	小牧市小木五丁目４３６番地	０５６８－７３－４１９１
有限会社　佐藤設備	北名古屋市六ツ師松葉１１５番地	０５６８－２２－５７２６
佐藤配管　株式会社	愛西市日置町上川田１０２	０５６７－２４－４８２５
株式会社　サンコーエンヂニア	春日井市二子町２丁目１６番地１２	０５６８－３１－５２３７
三東設備工事　株式会社	名古屋市千種区桜が丘２２６番地	０５２－７８２－２３２２
株式会社　ジェーケー・サービス	江南市古知野町熱田２０	０５８７－５４－０５００
株式会社　城東設備	犬山市大字前原字北中根３番地２	０５６８－６５－１２２７
昭和土建　株式会社　岩倉支店	岩倉市旭町二丁目１４番地２０２号	０５８７－３７－６６２５
株式会社　菅原設備	津島市元寺町三丁目２１番地２	０５６７－２４－１７４３
関戸工業　株式会社	岩倉市西市町桝東１０番地２	０５８７－６６－６３３６
善勝　有限会社	津島市元寺町二丁目４０番地	０５６７－２２－５２００
株式会社　大栄企業	岩倉市中本町南白山１番地１５	０５８７－６６－３３２１
大興建設　株式会社　岩倉支店	岩倉市新柳町一丁目２７番地	０５８７－６６－０７９２
ダイスイ設備　株式会社	名古屋市熱田区古新町２丁目７３－２	０５２－６８１－６０１９
竹内建築　株式会社	岩倉市東町長山１８番地１	０５８７－６６－２１１８
株式会社　タテビシ設備	岩倉市本町宮東２８番地２	０５８７－３７－２７３４
中部水道　株式会社	春日井市出川町２丁目２１番地７	０５６８－５２－１５２３
有限会社　富田設備	名古屋市守山区新守西２００３番地	０５２－７９１－４６７６
株式会社　永井組	江南市草井町西７番地	０５８７－５９－８２２１
中島工業　株式会社	一宮市明地字風張３５番地１	０５８６－６９－６８８８
株式会社　丹羽工務店	岩倉市大市場町郷廻２３４番地	０５８７－６６－０５５０
ニワホーム　株式会社	岩倉市神野町縄境７番地	０５８７－３７－７０００
株式会社　長谷川組　岩倉支店	岩倉市稲荷町羽根１２番地６	０５８７－６６－５２２９
有限会社　八信建設	岩倉市八剱町樋口１７番地１	０５８７－３７－３９６２
ハヤカワ工業　株式会社	一宮市桜二丁目２番１０号	０５８６－７１－４４７５
菱川工業　株式会社	一宮市大赤見字大山西２１番地	０５８６－７７－０６６７
有限会社　日野設備	一宮市緑三丁目６番地１号	０５８６－２４－２４５１
福崎建設　株式会社	稲沢市赤池居道町１４５番地	０５８７－２１－７０７０
船橋設備　株式会社	一宮市浜町五丁目２１番地１	０５８６－７１－３００２
株式会社　増岡水道設備	みよし市打越町上屋敷４０番地３６	０５６１－３４－３１４３
株式会社　間瀬設備工業	岩倉市旭町二丁目３９番地２	０５８７－３７－５７６７
株式会社　松本工務店	岩倉市大市場町順喜２７番地１	０５８７－６６－１１６８
真野工業　株式会社	名古屋市熱田区波寄町２番２７号	０５２－８８４－３１１１
有限会社　まるば工業白退社	あま市七宝町遠島大切戸１４８４番地６	０５２－４４２－７８２０
株式会社　三重水道センター	東海市富木島町北屋敷１番１号	０５２－６１８－９５９５
株式会社　ヤジマ	江南市宮後町砂場東２７３番地	０５８７－５４－０２２７
株式会社　山新設備	津島市唐臼町西島３３番地	０５６７－３１－０４２７
有限会社　ヤマセツ	愛西市稲葉町村南２９番地１	０５６７－２４－２２２２
株式会社　ヤママ住設	小牧市大字東田中字南新田１６００番１	０５６８－７７－６９８５
有限会社　ユタカ設備	岩倉市下本町西沼７０番地２	０５８７－６６－１８６０
株式会社　吉村商会	一宮市緑一丁目８番２号	０５８６－２４－３８０１
株式会社　渡邊組　岩倉支店	岩倉市石仏町たり４５番地	０５８７－６６－６４６２

平成27年度からの65歳以上の人（第1号被保険者）の介護保険料を見直しました

●介護保険料基準額の見直し

介護保険料は、3年に1度見直しがされます。岩倉市でも、介護保険事業計画の見直しに伴い、介護保険料基準額と所得段階について見直しを行いました。第6期計画期間（平成27年度～29年度）における介護保険料基準額（月額）は4千814円となり714円引き上げとなりました。

●仮徴収のお知らせ

平成27年度の第1号被保険者である65歳以上の人の介護保険料額について下表のとおりお知らせします。年金から介護保険料が引かれる特別徴収の人には「仮徴収額特別徴収のお知らせ」を、また、銀行等の金融機関の窓口や口座振替で納めていただく普通徴収の人には「納入通知書（仮徴収額通知書）」を4月上旬に送付します。

なお、保険料額を算定する基礎となる平成26年中の所得金額等が確定していないため、ご案内する介護保険料額は4月から7月までの仮徴収分となっています。本徴収額および月別の納付額については、前年度所得金額の確定後、7月上旬にお知らせします。

●問合先 長寿介護課介護保険グループ（☎38-5811）まで。

平成２７年度所得段階別介護保険料

平成２７～２９年度の基準額（月額）	4,814円（所得段階の第5段階の額）

所得段階	対象者	計算方法	第６期計画保険料年額
第１段階	老齢福祉年金受給者で本人および世帯全員が市民税非課税の人、または生活保護を受給している人 本人および世帯全員が市民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	4,814円×0.45×12カ月	25,900円
第２段階	本人および世帯全員が市民税非課税で、第１段階以外の人で合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下の人	4,814円×0.63×12カ月	36,300円
第３段階	本人および世帯全員が市民税非課税で、第１段階以外の人で合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える人	4,814円×0.75×12カ月	43,300円
第４段階	世帯員に市民税が課税されていて、本人が市民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	4,814円×0.88×12カ月	50,800円
第５段階	世帯員に市民税が課税されていて、本人が市民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える人	4,814円×1.0×12カ月	57,700円
第６段階	本人に市民税が課税されていて合計所得金額が120万円未満の人	4,814円×1.13×12カ月	65,200円
第７段階	本人に市民税が課税されていて合計所得金額が120万円以上190万円未満の人	4,814円×1.25×12カ月	72,200円
第８段階	本人に市民税が課税されていて合計所得金額が190万円以上290万円未満の人	4,814円×1.5×12カ月	86,600円
第９段階	本人に市民税が課税されていて合計所得金額が290万円以上500万円未満の人	4,814円×1.65×12カ月	95,300円
第10段階	本人に市民税が課税されていて合計所得金額が500万円以上800万円未満の人	4,814円×1.75×12カ月	101,000円
第11段階	本人に市民税が課税されていて合計所得金額が800万円以上の人	4,814円×1.85×12カ月	106,800円

※　同一世帯であるか否かは、４月１日時点の住民登録（年度途中で資格取得したときは資格取得日）で判定します。

※　年度途中に第１号被保険者の資格を取得または喪失した場合は、上記年額から月割計算します。

※　第１段階の乗率0.45は別枠公費による負担軽減によって0.5から変更されています。

第6期岩倉市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画を策定しました

今回策定した第6期計画は、平成27年度から平成29年度までの3か年計画で、介護保険制度がスタートした平成12年から15年が過ぎ、超高齢社会を見据えた中長期的な視野に立った重要な計画といえます。

●計画の基本理念と基本目標

保健・医療・福祉の連携による専門的な支援に支えられ、市民が思いやりの心を持って支え合い、助け合えるような社会の実現、高齢者が地域社会の構成員として尊重され「いきいきと暮らせる〝役立ち感〟に満ちた長寿社会をめざして」を基本理念とします。

基本理念を実現するため、「高齢者が〝役立ち感〟を実感できる健康で元気なまちづくり」、「高齢者が地域で安心して暮らせるまちづくり」、「介護を必要とする人が安心して暮らせるまちづくり」の3つを基本目標に掲げて、各種施策・事業を推進していきます。

基本理念	いきいきと暮らせる “役立ち感”に満ちた長寿社会をめざして

基本目標1	高齢者が“役立ち感”を実感できる健康で元気なまちづくり
基本目標2	高齢者が地域で安心して暮らせるまちづくり
基本目標3	介護を必要とする人が安心して暮らせるまちづくり

●高齢者人口と認定者数の推移

平成26年10月1日現在、岩倉市の高齢者（65歳以上）数は1万1千115人で、高齢化率は23・3パーセントです。高齢化は今後、ますます進むと考えられ、平成32年には、1万1千882人、高齢化率は26・5パーセントになると予測しています。また、高齢化・長寿化の進展により、要支援・要介護認定者の増加も予測し、現在、1千558人の認定者は平成32年には2千80人になると予測しています。

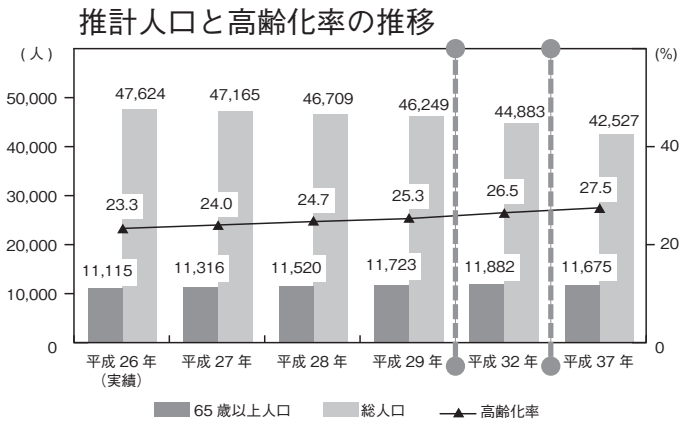

●介護サービスの利用、費用の増加

認定者の増加に伴い、訪問介護や通所介護といった介護サービスの利用も増えます。介護サービスにかかる給付費をみると、第5期（平成24～26年度）は3年間で約67億円ですが、第6期にあっては、約80億円となる見込みです。

●介護保険財源の仕組み

介護保険給付に必要な費用は、公費50パーセントと保険料50パーセントでまかなっています。第6期における65歳以上の人の負担分は約20億円となり、介護保険料の基準月額は4千814円となります。

●問合先　長寿介護課介護保険グループ（☎38-5811）まで。

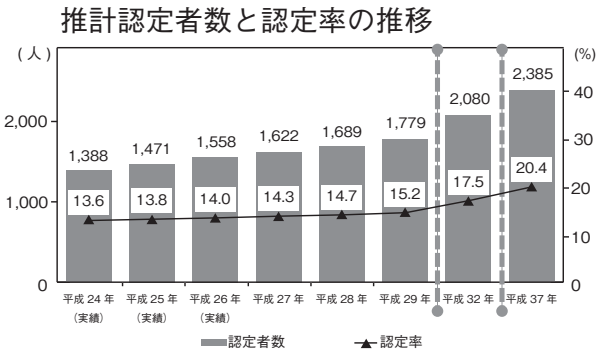

岩倉市の障害者福祉をお知らせします

岩倉市では、心身に障害のある人の日常生活を支援し、その人を介護するご家族の負担を軽減するために、さまざまな制度を設けています。

ただし、それぞれに要件がありますので、事前に福祉課までご相談ください。

●申込・問合先　福祉課障がい福祉グループ（☎３８－５８０９）まで。

事業名	内　容	対象者	備　考
心身障害者扶助料	対象者に月額３，０００円を支給します。	次のいずれかに該当する人 ①身体障害者手帳１・２級 ②療育手帳Ａ判定 ③精神障害者保健福祉手帳１級	施設入所者は除く。
	対象者に月額２，５００円を支給します。	次のいずれかに該当する人 ①身体障害者手帳３・４級 ②療育手帳Ｂ判定 ③精神障害者保健福祉手帳２級	
	対象者に月額１，５００円を支給します。	次のいずれかに該当する人 ①身体障害者手帳５・６級 ②療育手帳Ｃ判定 ③精神障害者保健福祉手帳３級	
在宅重度障害者手当	対象者に月額１５，５００円を支給します（１種）。	身体障害者手帳１・２級かつＩＱ３５以下の人	施設入所者、３カ月以上の入院者は除く。 所得制限、併給制限あり ２種の人は手帳初回交付時に６５歳以上であった場合、支給対象となりません。
	対象者に月額６，７５０円を支給します（２種）。	次のいずれかに該当する人 ①身体障害者手帳１・２級 ②IQ３５以下の人 ③身体障害者手帳３級かつＩＱが５０以下	
特別児童扶養手当	対象者に月額５１，１００円を支給します。	次のいずれかに該当する２０歳未満の障害児を監護、養育されている人 ①発達障害を含むIQ３５以下程度 ②身体障害１～２級程度	施設入所者は除く。 所得制限あり
	対象者に月額３４，０３０円を支給します。	次のいずれかに該当する２０歳未満の障害児を監護、養育されている人 ①発達障害を含むＩＱ５０以下程度 ②身体障害３級（４級の一部含む）程度	
特別障害者手当	対象者に月額２７，６７０円を支給します。	次のいずれかに該当する２０歳以上の障害者 ①身体障害２級（一部を除く）以上の障害を重複してお持ちの人 ②身体障害２級（一部を除く）以上の障害をお持ちの人で、ＩＱ２０以下の人または、常時介護が必要な精神障害をお持ちの人 ③身体障害２級（一部を除く）以上の障害をお持ちの人または、ＩＱ２０以下の人もしくは常時介護が必要な精神障害をお持ちの人で、他に身体障害３級相当の障害を２つ以上お持ちの人 ④身体障害２級（一部を除く）以上の障害をお持ちの人または、ＩＱ２０以下の人もしくは同程度の障害や病状をお持ちの人で、日常生活においてほぼ全面介助が必要な人	施設入所者、３カ月以上の入院者は除く。 所得制限、併給制限あり 特に重度の人には手当額が加算されます。

事業名	内　容	対象者	備　考
障害児福祉手当	対象者に月額１５，６３０円を支給します。	次のいずれかに該当する２０歳未満の障害者 ①身体障害１級（２級の一部を含む）の障害をお持ちの人 ②ＩＱ２０以下の人 ③上記と同程度の障害や病状で、常時介護が必要な人	施設入所者は除く。 所得制限、併給制限あり 特に重度の人には手当額が加算されます。
経過的福祉手当		次のいずれかに該当する２０歳以上の障害者で、従来の福祉手当受給者のうち特別障害者手当、障害基礎年金および特別障害給付金のいずれも受給していない人 ①身体障害１級（２級の一部を含む）の障害をお持ちの人 ②ＩＱ２０以下の人 ③上記と同程度の障害や病状で、常時介護が必要な人	
日常生活用具の給付等	重度の障害児・者が自力で日常生活を営めるよう特殊寝台、入浴補助用具、人工喉頭、ストマ用装具などを給付または、貸与します。 ※原則１割負担	次のいずれかに該当する人 ①身体障害者手帳または、療育手帳をお持ちの人 ②難病患者等	障害の種別や等級等に制限あり 難病には対象疾患あり 入院・施設入所者は除く。
ストマ装具保管	災害時に住居が被災し、ストマ装具が持ち出せなくなった場合に備えて、自己所有のストマ装具（概ね１０日間分）をお預かりし、市役所庁舎倉庫で保管します。	岩倉市内に居住するストマ装具を必要とする人	
小児慢性特定疾病児日常生活用具給付	小児慢性特定疾病児に対し、日常生活の便宜を図るため、特殊寝台、入浴補助用具、吸入器、電気式たん吸引器などを給付します。 ※収入によって費用の一部自己負担あります	小児慢性特定疾病医療給付を受けている人	
補装具費の支給	身体障害者に対し、身体機能の障害を補い日常生活を容易にするため、補聴器、車いす、義肢等の交付や修理を行います。 ※原則１割負担	次のいずれかに該当する人 ①身体障害者手帳をお持ちの人 ②難病患者等	障害の種別や等級等に制限があり 難病には対象疾患あり
心身障害者福祉タクシー料金助成利用券	心身障害者がタクシーを利用するときの基本料金と迎車料金を助成する利用券を月３枚お渡しします。	次のいずれかをお持ちの人 ①身体障害者手帳１・２級 ②身体障害者手帳内容に、下肢、体幹または視覚の３級が記載 ③療育手帳Ａ判定 ④精神障害者保健福祉手帳１級	施設入所者は除く。

事業名	内　容	対象者	備　考
リフトタクシー料金助成	通常の車での移動が困難なねたきり老人等にリフトタクシー利用券を交付し、料金の半額（上限５,０００円）を助成します（月１枚）。	次のいずれかに該当する人 ①常時ねたきりで在宅の人 ②要介護４または５で在宅の人 ③身体障害者手帳下肢・体幹１級で在宅の人	
手話通訳者派遣	聴覚障害者、音声言語機能障害者が公的機関等へ外出する場合に手話通訳者を派遣します。	聴覚障害または音声・言語機能障害のため意思疎通を図ることに支障がある人（手話によって意思疎通が図れる人）	
要約筆記者派遣	聴覚障害者、音声言語機能障害者が公的機関等へ外出する場合に要約筆記者を派遣します。	聴覚障害または音声・言語機能障害のため意思疎通を図ることに支障がある人（手話、口話を理解できない人）	
身体障害者住宅改善費助成	身体障害者に対し、住宅改善に要する対象工事費の２分の１を助成します（上限５０万円）。	身体障害者手帳の体幹・下肢・視覚障害１級・２級をお持ちの人	
有料道路通行料金の割引	身体障害者が自ら自動車を運転する場合、または重度の障害者が乗車し、その移動のために介護者が自動車を運転する場合、有料道路の通行料金が半額になります。	身体障害者手帳または、療育手帳A判定をお持ちの人	
ＮＨＫ受信料の免除	障害者に対し、NHK受信料が全額または半額免除されます。	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人	障害等級、所得等に制限あり
自動車運転免許取得費助成	障害者の自動車運転免許取得費の一部を助成します（費用の３分の２以内、上限１０万円）。	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人	所得制限あり
自動車改造費助成	身体障害者が就労などのため、所有の自動車の操行装置等の一部を改造する場合、その経費を助成します（上限１０万円）。	身体障害者手帳をお持ちで、運転免許証に「免許の条件」が付されている人	所得制限あり
入浴サービス	家庭において自力または介護による入浴が困難な重度身体障害者等に対し、各家庭に移動入浴車を派遣し入浴サービスを行います。	身体障害者手帳の体幹・下肢障害１級・２級をお持ちの人	
心身障害者扶養共済	障害者の将来のために、保護者が健康なうちに掛金を拠出し、保護者が死亡したり重度障害となった場合、障害者に年金を支給します（年金１口当たり２万円）。	身体障害者手帳１～３級または、療育手帳をお持ちの人	掛金は加入時の加入者（保護者）の年齢によって異なります
原子爆弾被爆者受診費助成	原子爆弾被爆者が広島市または長崎市内の病院で受診するために必要な費用の一部を助成します。	市内に１年以上お住まいで被爆者健康手帳をお持ちの人	

事業名	内　容		対象者	備　考
自立支援医療の給付	育成医療	身体の機能の回復を図るために必要となる医療の給付（医療に要する費用の支給）を行います。 ※所得により自己負担あり（原則､医療費の１割）	１８歳未満の身体上の障害をお持ちの人	所得制限あり
	更生医療	身体の機能の回復を図るために必要となる医療の給付（医療に要する費用の支給）を行います。 ※所得により自己負担あり（原則､医療費の１割）	１８歳以上身体障害者	
	精神通院	精神にかかる疾病を治療するために必要となる通院医療費を公費で負担しています。※所得により自己負担あり（原則、医療費の１割）	精神障害者	
精神障害者医療費の支給	精神通院治療に係る保険診療のうち自己負担分を支給します。		自立支援医療（精神通院に限る）を受けている人	※入院時の食事代や差額室料、保険対象外の医療費については支給できません。
	精神入院治療に係る保険診療のうち自己負担分を支給します。		「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」第５条による精神障害と診断された人	
	保険診療のうち自己負担分を支給します。		精神障害者１、２級 ※精神通院医療を受ける場合は、自立支援医療受給者証も併せて提示する必要があります。	
障害者医療費の支給	保険診療のうち自己負担分を支給します。		次のいずれかに該当する人 ①身体障害者１級～３級 ②身体障害者４級(腎臓機能障害) ③身体障害者４級～６級 (進行性筋萎縮症) ④ＩＱ５０以下 ⑤自閉症状群と診断された人 (高機能自閉症、アスペルガー症候群含む)	
後期高齢者福祉医療費の支給	保険診療のうち自己負担分を支給します。		後期高齢者医療制度の加入者で、次のいずれかに該当する人 ①身体障害者１級～３級 ②身体障害者４級（腎臓機能障害） ③身体障害者４級～６級（進行性筋萎縮症） ④ＩＱ５０以下 ⑤自閉症状群と診断された人 （高機能自閉症、アスペルガー症候群含む） ⑥精神障害者１、２級 ⑦戦傷病者（所得制限あり） ⑧精神障害の措置入院患者、結核の勧告・措置入院患者 ⑨母子・父子家庭の人（所得制限あり） ⑩介護保険の要介護認定４または５を受け、寝たきりまたは認知症により生活介護を３カ月以上継続して受けている人で市民税非課税世帯か要保護世帯に属する人 ⑪ひとり暮らし認定を受けている人で、市民税非課税世帯か要保護世帯に属し、税法上の被扶養者になっていない人	

岩倉市の高齢者福祉をお知らせします

岩倉市では、高齢者の皆さんに住みなれた地域で安心して暮らしていただくために、さまざまな制度を設けています。ただし、それぞれに要件がありますので事前に長寿介護課までご相談ください。

●申込・問合先　長寿介護課長寿福祉グループ（☎３８－５８１１）まで。

事業名	内容	６５歳以上	ひとり暮らし老人	高齢者夫婦世帯	ねたきり老人	認知症老人	要介護要支援認定
生活支援型給食サービス	聞き取り調査で承認された人を対象に、毎日夕食を配達します（年末年始を除く）。※１食３４０円		○	○ 75歳以上			
緊急通報システム設置	コールセンターとつながった緊急通報装置を設置し、コールセンターが緊急時に消防署へ救助を要請したり、相談をお聴きしたりします。※課税状況に応じ、設置時に自己負担があります。		○	○ 70歳以上			
寝具丸洗・乾燥	対象者の使用する寝具を丸洗乾燥・乾燥します。		○		○		
ねたきり老人等介護者手当	ねたきり老人等を在宅で３か月以上介護している人に月額５千円の手当てを支給します。				○	○	要介護４・５
老人日常生活用具給付	生活状況により、電磁調理器等の生活用具を支給します。※課税状況に応じ、自己負担があります。		○		○		
訪問理美容サービス	理美容師が対象者宅を訪問して整髪等を行います。				○		要介護４・５
紙おむつ支給	ねたきり老人を在宅で介護している人に介護用品（紙おむつ）を支給します。※非課税世帯（要介護者および家族介護者の属する世帯全員）が対象です。				○		要介護４・５
シルバー優待証明カード交付（県制度）	名古屋港ポートビル等の施設を無料もしくは割引で見学できる優待カードを交付します。	○					
すこやかタクシー料金助成	８５歳以上高齢者の日常生活における活動を容易にできるよう、タクシー利用券（基本料金と迎車料金を助成）を支給します（月２枚）。	○ 85歳以上					
リフトタクシー料金助成	移動が困難な在宅のねたきり老人等にリフトタクシー利用券を交付し、料金の半額（上限５,０００円）を助成します（月１枚）。				○		要介護４・５
家具転倒防止器具取付	地震などによる家具の転倒を防ぐため家具転倒防止器具を取り付けます。		○	○ 75歳以上			
徘徊高齢者家族支援サービス	徘徊行動のある高齢者に対する位置情報専用端末機を家族介護者に貸出します。※１カ月５４０円の利用料と情報提供料を利用者に負担していただきます。					○	○
家族介護者慰労金助成	ねたきり老人等を在宅で介護し、１年間介護保険のサービスを利用しない家族を対象に、介護慰労金を支給します（年額１０万円）。※非課税世帯が対象です。				○		要介護４・５
高齢者等賃貸住宅住み替え助成	高齢者等の世帯が、優良賃貸住宅または、これに準ずる住宅に住み替えをする場合、引越しにかかる費用の半額（上限２０万円）を助成します。※所得要件があります。	○					
高齢者住宅改善費助成	手すり設置や段差解消など住宅改善等に要する経費を助成します（上限５０万円）。 ※認定非該当となった人も対象となります。						○
高齢者等救命バトン配布	冷蔵庫で保管し、救急時に備える救命バトン一式を配布します。※６５歳未満でも、ひとり暮らしで障害・病気等で健康状態に不安を抱える人も対象となります。		○	○ 65歳以上			

ひとり暮らし老人は、認定が必要です。

後期高齢者医療保険料を年金から差し引かれている皆さんへ

後期高齢者医療被保険者で徴収方法が特別徴収（年金からの天引き）の人は、年６回ある納期の前半（４月・６月・８月）を「仮徴収」、後半（１０月・１２月・２月）を「本徴収」として納付いただいています。

今までの方法では、世帯構成や所得の変動などにより仮徴収額と本徴収額に大きな差が生じてしまうことがありました。

そこで、平成２７年度から徴収額を調整（「平準化」）します。対象者には４月中旬に通知します。

「平準化」とは

年間を通じてできるだけ均等な額となるよう、６月・８月の徴収額を調整することです。これにより来年度以降は仮徴収額と本徴収額の差が緩和されます。

【例】保険料が51,600円の場合

（単位：円）

	前年度	仮徴収額			本徴収額			年間保険料
	2月	4月	6月	8月	10月	12月	2月	
平準化前	3,600	3,600	3,600	3,600	13,600	13,600	13,600	51,600
			⇩	⇩	⇩	⇩	⇩	
平準化後	3,600	3,600	9,600	9,600	9,600	9,600	9,600	51,600

平成27年２月と同額　変更額　平成27年度の年間保険料から仮徴収額を差し引いた金額

※「平準化」により後期高齢者医療保険料の年額が変わることはありません。

※平成27年度の保険料の額は7月に決定しますので、10月以降の金額が変更となることもあります。

●**問合先**　市民窓口課保険医療グループ（☎３８－５８０７）まで。

平成27年度後期高齢者医療制度の保険料のお知らせを郵送します

後期高齢者医療被保険者で普通徴収（納付書または口座振替による納付）の人に「後期高齢者医療暫定保険料決定通知書」・「納入通知書」を４月上旬に送付します。

保険料は、納期内に納めましょう。

●**問合先**　市民窓口課保険医療グループ（☎３８-５８０７）まで。

国民健康保険税の納付書を送付します

平成27年度国民健康保険税（納期は12期）の第1期から第3期までの納付書を4月上旬に送付します。

今回送付します納付書の保険税額の合計は、税額を算定する基礎となる前年所得金額が確定していないため、前年度保険税額の12分の3に相当する額となっています。

第4期以降の保険税については、確定した年税額から、第1期から第3期までを差し引いた額を納付していただきます。

保険税は、皆さんが病気やケガをされたときの医療費にあてられる大切な財源です。

保険税は、納期内に納めましょう。

なお、保険税の納付には、便利な口座振替制度があります。また、コンビニエンスストア（納期内のものに限ります）でも納付できます。

●**問合先**　市民窓口課保険医療グループ（☎３８-５８０７）まで。

国民健康保険一部負担金の減免と徴収猶予について、お知らせします

岩倉市国民健康保険では、災害など特別な事情によって、生活の維持が著しく困難となったときは、医療機関などの窓口で支払う医療費（一部負担金）の減額や免除または徴収猶予を行っています。申請など詳しくはお問い合わせください。

●**問合先**　市民窓口課保険医療グループ（☎３８-５８０７）まで。

非自発的失業者の人は国民健康保険税が軽減されます

会社の倒産や解雇、雇用期間満了など非自発的に職を失い国民健康保険に加入した場合は、国民健康保険税を軽減します。

この軽減を受けるためには届け出が必要です。

●対象となる人　離職日の翌日から翌年度末までの期間で失業等給付を受ける人

①雇用保険の特定受給資格者（倒産・解雇などによる離職）

②雇用保険の特定理由離職者（雇い止めなどによる離職）

※雇用保険受給資格者証の離職理由コードが、「11、12、21、22、23、31、32、33、34」に該当する人です。

※特例受給資格者証、および高年齢受給資格者証の人は対象になりません。

●軽減額　保険税は、前年の所得などにより算定されますが、前年の給与所得を100分の30とみなして算定します。

●軽減期間　離職日の翌日から翌年度末までの期間です。

●届出に必要なもの

・雇用保険受給資格者証

・国民健康保険被保険者証

・印鑑（かん）

※雇用保険受給資格者証については、最寄りのハローワーク（犬山公共職業安定所☎0568-61-2196）等にお問い合わせください。

●届出・問合先　市民窓口課保険医療グループ（☎38-5807）まで。

意欲的な農業者の農業活動を支援します

「岩倉市農業振興事業助成制度」

農業者等の皆さんが取り組まれる農業振興事業に対する助成を行っています。

●助成対象事業・金額　市内の認定農業者・農業活動団体等が行う下表の事業を対象とします。

なお、審査会で審査のうえ、助成の決定を行います。

●事業期間　平成27年度中に実施される事業

●申請の手続き　所定の申請用紙に必要事項を記入のうえ、4月17日(金)までに商工農政課へ提出してください。

●問合先　商工農政課農政グループ（☎38-5812）まで。

事業区分	助成事業	助成金額
農作物等振興事業	ブランド野菜等の振興や地産地消の推進など、農作物の消費拡大や振興に寄与するものであること。	事業費の2分の1以内 ただし、個人5万円、団体30万円を上限とする。
農業経営等支援事業	オペレータの育成や新規就農者の育成、農業機械の整備など、地域農業者の経営の安定に寄与するものであること。 ただし、オペレータとして愛知北農業協同組合の委託を受ける者または認定農業者等の認定者若しくは認定を受けようとする者であること。	事業費の3分の1以内 ただし、100万円を上限とする。
遊休農地等活用推進事業	農業体験農園やふれあい農園等の整備など、遊休農地の活用に寄与するものであること。	事業費の2分の1以内 ただし、1,000円／10㎡を上限とする。
都市景観農業振興事業	景観作物の栽培など、都市景観農業の向上に寄与するものであること。	事業費の2分の1以内 ただし、個人5万円、団体30万円を上限とする。
交流事業	農業者と消費者との交流や、農業振興に資するイベントなど、農業に対する理解促進に寄与するものであること。	事業費の3分の1以内 ただし、団体のみで、50万円を上限とする。
その他の事業	その他、農業振興に寄与するもので、審査会の意見等に基づき、市長が特に必要と認める事業。	事業費の2分の1以内 ただし、30万円を上限とする。

「緑の募金」にご協力を

緑の募金は、「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」に基づいて行われています。集められた募金は、学校・公園等への植樹、緑化木・草花の配布、みどりの少年団の育成、樹木診断等、身近な緑化の推進や森林整備に関する事業費に充てられます。

愛知県では、春の緑の募金期間として4月1日から5月31日まで、「緑の募金」キャンペーン活動を行います。

また、募金期間は愛知県春の緑化強調期間とも重なり、県植樹祭をはじめとしてさまざまな緑化運動が行われます。緑をふやし、緑をまもり、緑をひろげる活動に、ぜひご協力をお願いします。

●募金取扱機関

・県下各市町村役所・役場

・愛知県尾張農林水産事務所

●実施主体　公益社団法人愛知県緑化推進委員会

●問合先　都市整備課計画グループ（☎38－5814）まで。

救急救命士による処置の範囲が広がります

平成２６年１月３１日付けで「救急救命士法施行規則の一部を改正する省令」が公布されたことに伴い、救急救命士が行うことのできる処置が拡大されました。これを受けて、平成２７年４月１日から尾張北部地区（岩倉市、小牧市、一宮市、春日井市、犬山市、江南市、稲沢市、大口町、扶桑町、北名古屋市、清須市、豊山町）で運用を開始することとなりました。

～新たに拡大される救急救命処置～

【心肺機能停止前の静脈路確保と輸液】

血圧が低下して、心臓が停止する危険性のあるショック状態の人や長時間狭い場所や機械などに体を挟まれていた人に対して点滴を行います。

【血糖測定と低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与】

低血糖状態が疑われる人に対して血糖測定を行い、低血糖であることが確認された場合には、ブドウ糖溶液を投与します。

～期待される効果～

これまで、救急救命士が医師の具体的指示を受けて行うことのできる処置は、心肺機能が停止した傷病者に限られていました。

これからは、心肺機能が停止する前の重度の傷病者に対して、救急現場や救急車内等で早期に処置を行うこともでき、救命効果のさらなる向上が期待されます。

●問合先　岩倉市消防本部（☎３７－５３３３）まで。

樹木・樹林に報奨金を交付します

市では、市民の身近なみどりの保護、保全を図るため、社寺境内等の樹木または樹林、あるいは屋敷林等、民有地のみどりを「保護樹・保護樹林」として指定する制度を制定しています。

該当する樹木等の所有者または管理者は、積極的に申請してください。

●平成26年度末の指定状況

★保護樹…88本

★保護樹林…9カ所

●指定基準

★保護樹…地上1・5㍍の高さにおける幹の周囲が1・5㍍以上または高さが15㍍以上のもの

★保護樹林…樹林として存する土地の面積が500平方㍍以上のもの

●報奨金額

★保護樹…1カ所1本年額5千円、2本以上は年額1万円

★保護樹林…1カ所年額2万円

●樹勢診断と治療費の助成

指定した樹木が損傷、あるいは病害虫等が原因で衰えた場合は、市で派遣する樹木医によって樹勢診断を受けることができます（診断費用は市が負担します）。

診断結果を踏まえ、所有者等と市が協議し、治療が必要であると認めるときは、治療に必要な経費の2分の1の額（限度額は25万5千円）を助成します。

●申請期間　4月1日㈬～30日㈭（土・日曜日、祝日は除く）

●問合先　都市整備課計画グループ（☎38・5814）まで。

PR大使

いーわくん

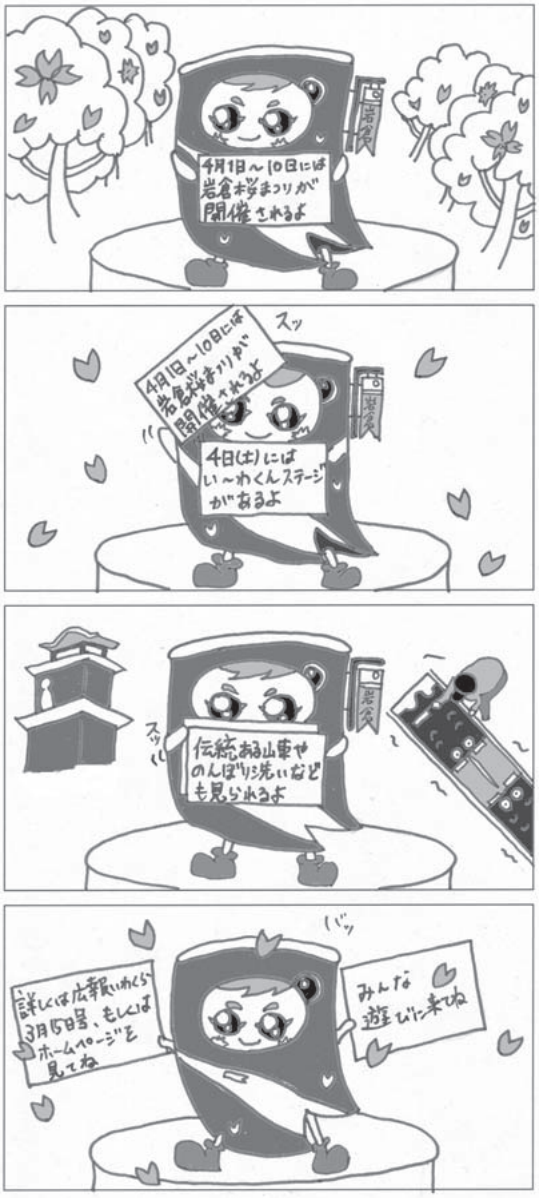

水道水を安心して飲用していただくために

市では、安心して水道水を飲用していただくために、水道法に基づき、定期的に水質検査を実施しています。

水質検査の計画と結果については、上下水道課でいつでもご覧いただけます。また、岩倉市ホームページ（アドレス裏表紙参照）でも公開しています。

●問合先　上下水道課上水道グループ（☎38・5816）まで。

健康講座

口臭について

尾北歯科医師会岩倉地区会

口臭は主に口腔内で臭い物質が出来る事によって起こります（口臭は歯周病による事が多いと考えられています。口腔以外の内臓に原因があるものや、精神的なものもあります。）。

臭い物質は口腔内のタンパク質が細菌により腐敗して出来ます。人間の身体はタンパク質で出来ています。皮膚、口腔内、消化器には常在菌がいて全身を無菌化する事は不可能です。という事は、残念ながら口臭はなくならないのです。

誰にでも口臭があるという事です。つまり周囲の人に解るほどの臭いが出ないようにすればいいわけです。細菌や余分なタンパク質を減らし口腔内を浄化し続ける生活を心掛ければ良いのです。日常の生活において自分で出来る事を考えてみました。

まず姿勢と鼻呼吸が大切です。猫背のような状態では、下顎が前に出易くなり、背中の筋肉が緊張し力が抜けなくなります。

この様な状態は口呼吸を招き易くなります。口呼吸では口腔内の乾燥により細菌が繁殖し口臭が強くなります。

ストレスなどの緊張状態も良くありません。唾液腺は自律神経の支配を受けていて、ストレス状態では唾液の出が悪くなり口呼吸と同じ状態になります。リラックスした状態の時に質の良い唾液が出るのです。

食事は正しい姿勢でよく噛んでじっくり味わってください。一口30～50回咀嚼（そしゃく）すると良いと言われています。リズミカルな咀嚼運動で歯はピストンのように上下に動きます。この時、歯の周囲の血管が刺激され血流が良くなり、歯肉と歯の隙間は新鮮な滲出液（しんしゅつえき）により洗浄されるようになります。

咀嚼運動により唾液腺が刺激され唾液を分泌し口腔内を洗浄します。唾液には細菌の繁殖を抑える作用もあります。食物繊維の多い食品をよく噛めば口腔内が掃除されます。

舌の表面に出来る苔の様なものや古くなった口腔粘膜を食物繊維が除去し、腐敗を防ぎます。

歯ブラシは、食物繊維が届き難い場所を主に掃除します。歯と歯肉の境目が歯垢の残り易い場所です。舌の表面の苔も磨きましょう。

この時、強くゴシゴシ磨いてはいけません。歯肉を傷つけ粘膜を剥離したり出血させたりするとタンパク質が出てしまい腐敗の原因になります。

日々の生活において参考にして頂ければ幸いです。歯肉からよく出血する、歯肉が腫れたり膿が出る人は歯周病が進行している事があります。そのような場合は口臭がなかなか減りませんのでかかりつけの先生にご相談ください。

暮らしのガイド

●市民スペース情報

生涯学習センターギャラリー

【華風会・春の華風会展】

▼とき 4月1日㈬午後1時～7日㈫午後3時

▼問合先 奥野（☎66・6951）

▼市民スペースに関する問合先 生涯学習課生涯学習グループ（☎38・5819）

●織田伊勢守信安公・山内一豊公追悼会

戦国時代に岩倉城主として尾張地方の北半国を支配していた織田伊勢守信安公と、その家老であった山内盛豊を父にもつ山内一豊公をしのんで、ゆかりの誓願寺で追悼会を開催します。どなたでも参加していただけますので、お出かけください。

▼とき 4月4日㈯午前9時30分～

▼ところ 誓願寺（下本町）織田伊勢守信安公墓前

※追悼会終了後、神明生田神社山内一豊公誕生地碑前で献花を行います。併せてご参加ください。

▼問合先 生涯学習課生涯学習グループ（☎38・5819）

●セントラル愛知交響楽団第21回岩倉定期演奏会～和太鼓・大地の鼓動

セントラル愛知交響楽団が岩倉での定期演奏会を開催します。この機会にぜひお越しください。

▼とき 5月31日㈰午後1時30分開場・午後2時開演

▼ところ 総合体育文化センター多目的ホール

▼内容 第1部…影武者、あすなろ、星祭り　ほか　第2部…六重奏曲（プーランク作曲）、ウェストサイドストーリーセレクション

▼指揮 柴田祥さん

▼入場料 1千500円（全自由席）

▼演奏 管弦楽／セントラル愛知交響楽団、太鼓／あすなろ太鼓

▼主催 一般社団法人セントラル愛知交響楽団

▼共催 中日新聞社

▼後援 岩倉市、岩倉市教育委員会、愛知県教育委員会、FM・AICHI

▼前売チケット販売場所 総合体育文化センター、生涯学習センター、図書館、市役所1階観光情報ステーション（情報サロン）で4月1日㈬より販売します。

▼その他 未就学児童の入場はご遠慮ください。

▼問合先 生涯学習課生涯学習グループ（☎38・5819）

●春のおはなし会（子ども読書の日記念）

4月23日は子ども読書の

住宅型有料老人ホーム
イーケア小牧
ご入居受付中

リハビリ特化型
デイサービス
まごころ
ご利用受付中

三ッ渕小学校より東へ約100m

㈱サカイ創建グループ
株式会社イーケア
お問い合わせ・ご相談
☎0568-42-6722
http://www.ii-care.co.jp

広告

今にゆとり
掛金は全額所得控除で税金がおトク。

老後にゆとり
基本は終身年金。だから一生涯お受け取り。

自営業・フリーランスの味方です。

愛知県国民年金基金

国民年金にゆとりをプラス。自分で入る公的な個人年金。
平成25年4月から国民年金に任意加入している60歳以上65歳未満の方も国民年金基金に加入できるようになりました。

〒460-0008
名古屋市中区栄2-10-19
名古屋商工会議所ビル9F
フリーダイヤル 0120-43・63・73
http://www.aichikikin.or.jp

広告

日です。図書館では、子ども読書の日にちなんだおはなし会を開催します。
▼**とき** 4月18日㈯午後3時～3時45分
▼**ところ** 図書館2階視聴覚室
▼**出演** 岩倉市図書館読み聞かせボランティア「おはなし会」
▼**内容** 大型絵本・紙芝居の読み聞かせ等
▼**問合先** 生涯学習課図書館グループ（☎37・6804）

みどりの家

●ミニミニコンサート

4月は、名古屋芸術大学の在校生・卒業生を中心に活動している『天神山ブラスアンサンブル』の演奏をお届けします♪
華やかな響きが特徴の金管楽器（総勢20人）の音色をお楽しみください♪ 入場無料。
▼**とき** 4月19日㈰午後2時～
▼**ところ** みどりの家ふれあい交流ホール
※駐車場がありませんので、車での来場はご遠慮ください。
▼**出演** 天神山（てんじんやま）ブラスアンサンブル
▼**演奏曲** 「トランペット吹きの休日」「サウンドオブミュージックメドレー」「高貴なる葡萄酒を讃えて」他
▼**問合先** 地域交流センターみどりの家（☎66・6700）

東部保育園子ども絵本図書室からのお知らせ

●ピョンちゃんとクーくんのおはなし会

子ども絵本図書室では、月1回「ピョンちゃんとクーくんのおはなし会」を開催しています。毎回楽しいお話がいっぱいです。皆さんお誘い合わせてお越しください。今年度は、出張おはなし会も実施しますので、お近くの保育園にもお出かけください。
▼**とき・ところ** 下表のとおり
▼**内容** パネルシアターと絵本の読み聞かせ、手遊びなど。

子ども絵本図書室の案内

▼**開設日** 毎週水・金曜日午前10時～正午（ただし、祝日と原則3月26日～4月9日、8月10日～16日、12月29日～翌年1月5日に含まれる開設日を除く。）
▼**対象** おおむね3歳以下の子どもとその保護者
▼**問合先** 子育て支援課児童グループ（☎38・5810）または、東部保育園（☎37・0916）

ピョンちゃんとクーくんのおはなし会

●**時間** 午前10時30分～11時

	東部保育園（第3水曜日）	おでかけおはなし会	
		日程	場所
4月	15日（水）		
5月	20日（水）		
6月	17日（水）	6月3日（水）	中部保育園
7月	15日（水）	7月1日（水）	北部保育園
8月	19日（水）		
9月	16日（水）	9月2日（水）	南部保育園
10月	21日（水）	10月7日（水）	西部保育園
11月	18日（水）		
12月	16日（水）	12月2日（水）	仙奈保育園
平成28年1月	20日（水）	1月13日（水）	下寺保育園
平成28年2月	17日（水）		

希望の家

●「わくわくチャレンジキャンプ」

独立行政法人国立青少年教育振興機構「子どもゆめ基金助成活動」春のわくわくチャレンジキャンプ
気候のよい時期にキャンプを行います。インディアンのアクセサリーを作ったり、キャンプファイヤーや天気がよければ天体観測を行う予定です。
▼**とき** 5月9日㈯午後1時～10日㈰午前11時
▼**定員** 20人（定員になり次第締め切ります。）
▼**対象** 小学生
▼**参加費** 4千円
▼**持ち物** 受付時に持ち物リストをお渡しします。
▼**申込先** 希望の家（☎37・4191）※電話でお申し込みください。

白内障・緑内障検診 眼鏡処方 小牧山アピタ南隣 P有
小牧 平田眼科
日本眼科学会 眼科専門医 医学博士 久田廣次
〒485-0046 小牧市堀の内4丁目52-1 TEL(0568)74-6638
■診療時間 △：土曜 午後2:00～午後4:00

時間＼曜日	月	火	水	木	金	土
午前9:00～12:00	○	○	○	○	○	○
午後3:30～6:30	○	○	／	○	○	△

■休 診 日／日曜・祝日・水曜午後
■診療科目／眼 科・小児眼科
平田眼科 検 索

広告

●4コートバレーボール大会

岩倉スポーツクラブでは4コートバレーボール大会を開催します。

4コートバレーボールは、十字に張ったネットをはさんで、4つのチーム（1チーム4人）がボールを打ち合うゲームです。基本的なルールはバレーボールと同じです。ボールはビーチボールを使用しますので、誰でも手軽に楽しめるスポーツです。

みんなで楽しく気持ちのよい汗をかいてみませんか。

▼**とき**　5月16日㈯午前9時～正午

▼**ところ**　総合体育文化センターアリーナ

▼**参加費**　1人300円（保険料含む）

※会員は100円

※電話での受付は不可

▼**募集チーム数**　10チーム（1チーム4人）

▼**対象**　市内在住・在勤の小学3年生以上

▼**持ち物**　屋内シューズ、汗ふきタオル、水筒など

▼**申込期限**　5月10日㈰（先着順）

▼**申込・問合先**　岩倉スポーツクラブ事務局（総合体育文化センター内☎66・2222）

●ミニステージ・市民ギャラリーの利用者

市役所の庁舎には、市民の皆さんに利用していただけるミニステージとギャラリーがあります。作品発表の展示会を開いたり、休日のひとときにサークルや仲間同士でコンサートを開いてみてはいかがですか。皆さんのご利用をお待ちしています。

〔ミニステージ〕

1階東玄関付近に位置する光あふれるステージです。少人数のアンサンブルなどに向いています。また、ピアノ、マイクなどの設備も備えています。

▼**利用時間**　土・日曜日の午前8時30分～午後4時30分（庁舎管理上、利用できない日があります）

▼**ジャンル**　自由（ただし、カラオケは除きます）

▼**舞台面積**　約6メートル×3.5メートル

▼**設備**　グランドピアノ、マイクなど（事前の利用申請が必要です）

〔市民ギャラリー〕

2階レストラン入口に面し、窓からは庭園も見渡せる明るいスペースです。展示ボードや展示用ガラスケースを備えているため、絵画や書、写真などの作品展示に適しています。

▼**利用期間**　月曜日から日曜日までの7日間（庁舎管理上、利用できない日があります。）。

▼**利用時間**　午前8時30分～午後7時

▼**ジャンル**　自由。ただし、文化・芸術作品等の展示に限る。

▼**展示スペース**　約22メートル

▼**設備**　展示ボード（180センチメートル×90センチメートル）、ガラスケースなど（事前の利用申請が必要です）

〔利用の申込について〕

▼**申込受付**

4月1日受付開始…7～9月利用分

7月1日受付開始…10～12月利用分

10月1日受付開始…1～3月利用分

1月4日受付開始…4～6月利用分

▼**受付時間**　月～金曜日午前8時30分～午後5時（休日を除く）

▼**受付場所**　市役所6階生涯学習課生涯学習グループ

★利用申込できる人は市内在住または在勤・在学者に限ります。

★申込受付月の初日（休日の場合、直後の平日）の午前9時の時点で希望日時の重なる申請があった場合は抽選となります。

〔利用にあたっての注意事項〕

★利用できない日

①市役所が閉庁となる日

②その他、市長が管理上必要と認めるとき

★ミニステージ・市民ギャラリーとも利用料は無料ですが、開催される行事は無料で一般市民に開放されるものに限ります。

★市民ギャラリーの使用の際、監視者が必要な場合は主催者側で用意してください。

★市民ギャラリーの利用期間には、作品の搬入・搬出を含みます。

★ミニステージの利用時間にはセッティング、片付け、リハーサル等の時間を含みます。なお、会場整理などは主催者側でお願いします。

★土・日曜日の市役所駐車場は一般開放のため駐車場が満車の場合があります。ミニステージ利用者等の駐車場は主催者側で確保してください。
★ミニステージは練習用に使用することはできません。
★ミニステージ・市民ギャラリーとも、物品・チケットの販売などの営業行為や募金活動を行うことはできません。
★利用中の事故、作品の破損などについては責任を負いません。設備の破損等があった場合、実費を請求させていただく場合があります。
★申請の内容によっては利用をお断りする場合があります。
▼**問合先** 生涯学習課生涯学習グループ（☎38・5819）

●学校給食調理員

市では、学校給食センターの調理員を募集しています。
学校給食のない日はお休みなので、お子さんと夏休みや冬休みを一緒に過ごすことができます。
▼**応募資格** 健康な人（資格は必要ありません）
▼**勤務時間** 午前8時45分～12時15分、午後2時～4時15分（昼休憩…1時間45分）。
▼**勤務場所** 学校給食センター（八剱町）
▼**賃金** 1時間810円
▼**申込・問合先** 岩倉市学校給食センター（☎66・7331）

●ソフトテニス大会参加者

岩倉市ソフトテニス協会では、第79回市民ソフトテニス大会を開催します。
▼**とき** 4月19日㈰受付…午前9時～、試合開始…午前10時～（雨天予備日4月26日㈰）
▼**ところ** 野寄テニスコート
▼**種目** 男女別ダブルス
▼**参加資格** 市内在住・在学・在勤者（高校生以上対象）
▼**参加費** 1人500円
▼**申込方法** 当日、会場で受け付けます。
▼**問合先** 岩倉市ソフトテニス協会 小池（☎37・1878）

●広告入り封筒無償提供者

市から送付する広告入りの封筒を、無償で提供していただける事業者を募集します。
▼**目的** 民間企業等の広告を印刷した封筒を事業者が作成し、市に無償提供していただくことにより、事業経費の削減を図るものです。
▼**無償提供していただく封筒の用途および数量**
①国民健康保険税納税通知書8千枚、後期高齢者医療保険料納入通知書5千枚
②特定健康診査結果通知6千枚
※①と②は別々の募集になります。
▼**申込期間** 4月1日㈬～15日㈬
▼**広告掲載基準** 岩倉市広告掲載要綱、岩倉市広告入り印刷物の無償提供に関する取扱い要領および岩倉市広告入り封筒募集要項の詳細は岩倉市ホームページ（アドレス裏表紙参照）をご覧ください。
▼**問合先** 市民窓口課保険医療グループ（☎38・5807）

●市民農園の利用者

市では、市民の皆さんに野菜作りなどの体験を通して、余暇を楽しんでいただくため、市民農園を設置しています。
今回、空区画の募集を次のとおり行います。なお、申し込み多数の場合は、抽選を行います。
野菜作りが初めての人もぜひご利用ください。
▼**申込資格** 市内にお住まいの人。1世帯に1区画。
▼**利用期間** 5月～平成28年3月（1年更新で最長5年間の延長可）
▼**利用料金** 2千750円
▼**募集区画数**
★鈴井町市民農園1区画
★大山寺町市民農園1区画
★稲荷町市民農園7区画
▼**申込期間** 4月1日㈬～9日㈭
▼**申込方法** 商工農政課にある利用申込書に記入のうえ、申し込んでください。
▼**抽選について** 申込多数の場合は、4月10日㈮午前10時から、市役所7階第1委員会室で抽選を行います。
▼**問合先** 商工農政課農政グループ（☎38・5812）

●図書館人形劇フェスティバル実行委員（ボランティア）

図書館では、毎年人形劇フェスティバルを開催しています。
今年は9月12日㈯に予定していますが、その企画・運営に携わっていただく実行委員を募集します。
主な活動内容は、人形劇フェスティバルのPR、子ども手づくりコーナーの企画、当日の会場運営などです。
フェスティバルまで月に1・2回程度集まっていただく予定です。
皆さんのご応募をお待ちしています。
▼**応募方法** 4月15日㈬までに図書館までご連絡ください（電話可）。
▼**問合先** 生涯学習課図書館グループ（☎37・6804）

空手道連盟

名　称	会　場	と　き	会　費	対　象	募集	指導者	申込先
北空手道	総合体育 文化センター	水・金曜日 午後６時30分～９時	入会金　2,000円 月　　1,000円	一般 小・中・高校生	多数	太田勝己 田中伸行	会場で受付
五条川 空手道	五条川小学校 体育館	月・水曜日 午後７時～８時30分	入会金　2,000円 月　　1,500円	一般 小・中・高校生	多数	舩橋茂樹 丹羽金昇	会場で受付
東新町 空手道	岩倉団地 集会所	月・木曜日 午後７時～９時	月　　3,500円	一般 小・中・高校生	多数	村松真理子 大石　武	会場で受付
	岩倉東小学校 体育館	金曜日 午後７時～９時					

バレーボール協会

団体名	会　場	と　き	会　費	対　象	申込先
岩倉北バレーボール	市立体育館 (北小学校内)	土曜日 午後２時30分～４時30分	月　　300円	婦人	会場で受付
岩倉南Vバレーボール	南小学校体育館	水曜日 午後７時～９時30分 土曜日 午後１時30分～４時30分	年　10,000円	婦人	会場で受付
岩倉東バレーボール	東小学校体育館	水曜日 午後７時30分～９時30分	月　　500円	婦人	会場で受付
五条川バレーボール	五条川小学校体育館	土曜日 午後２時30分～５時	月　　500円	婦人	会場で受付
曽野バレーボール	曽野小学校体育館	火・土曜日 午後７時～９時30分	月　　600円	婦人	会場で受付
岩倉すみれバレーボール	総合体育文化センター	水曜日 午前９時30分～正午	月　　800円	婦人	会場で受付
つくしバレーボール	市立体育館 (北小学校内)	土曜日 午後７時～９時30分	年　10,000円	婦人	会場で受付
岩倉FVI	市立体育館 (北小学校内)	月曜日 午後７時30分～９時30分	月　　500円	高校生以上の女子	会場で受付
男子バレーボール岩倉	市立体育館 (北小学校内)	土曜日 午後零時30分～２時30分	年　1,600円	高校生以上	会場で受付

バドミントン協会

団体名	会　場	と　き	会　費	対　象	申込先
北小バドミントン	市立体育館 (北小学校内)	火曜日 午後７時30分～９時30分	月　　700円	小学５年生以上	会場で受付
東小バドミントン	東小学校体育館	月曜日 午後７時30分～９時30分	月　　500円	小学５年生以上 (初心者歓迎)	会場で受付
五条川小バドミントン	五条川小学校体育館	土曜日 午後７時30分～９時30分	月　　500円	小学５年生以上	会場で受付
曽野小バドミントン	曽野小学校体育館	木曜日 午後７時30分～９時30分	月　　500円	小学５年生以上 (初心者歓迎)	会場で受付
南中バドミントン	南部中学校体育館	土曜日 午後７時30分～９時30分	月　　700円	小学５年生以上	会場で受付
総体バドミントン	総合体育文化センター	木曜日午前９時～午後１時	月　1,000円	一般	会場で受付
		土曜日午後７時～９時	月　1,000円	小学５年生以上	

岩倉市体育協会の会員を募集します

▶**問合先**　岩倉市体育協会事務局（生涯学習課スポーツグループ内☎３８－５８１９）

名　称	会　場	と　き	会　費	対　象	募集	責任者	申込先
ソフトテニス協会	野寄テニスコート	水・土・日曜日 午前９時～午後１時	入会金　2,000円 年　12,000円	高校生以上	多数	小池幸夫	会場で受付 小池幸夫 090－4447－3137
剣道連盟	岩倉中学校弘道館	月・金曜日 午後６時45分～９時30分	年　5,000円	中学生以上	多数	松岡良高 松下明房	会場で受付
	総合体育文化センター	土曜日 午後６時～９時					
居合道	岩倉中学校弘道館	水・土曜日 午後６時45分～９時30分	月　1,500円	小学校５年生以上	多数	松岡良高	会場で受付
柔道会	総合体育文化センター	火・木・土曜日 午後７時～９時	入会金　1,000円 年　5,000円	高校生 一般	多数	小林勝輝 鉄屋征志	会場で受付 小林勝輝 66－6922
サッカー協会	石仏スポーツ広場	第１・３土曜日 午前９時～午後５時 日曜日 午前９時～午後５時	年　12,000円	ジュニア 一般 シニア	多数	服部光知哲	会場で受付
テニス協会	野寄テニスコート	土・日曜日 午前９時～午後５時	入会金　3,000円 月　800円	一般	多数	渡辺茂男	会場で受付
スキー部	未定	随時	入会金　1,000円 年　2,000円	一般	多数	長谷川雄一	長谷川雄一 090－1833－1028
山岳会	総合体育文化センター	例会・月２回 午後７時30分～９時	入会金　4,000円 年　6,000円	一般	多数	栗木洋明	加藤幸博 090－3445－0924
ゴルフ部会	小牧国際ゴルフクラブ	水曜日 午後８時～10時	年　1,000円	一般	多数	山内幹夫	会場で受付 山内幹夫 37－1585
バスケットボール部	総合体育文化センター	土曜日 午後７時～９時	月　500円	一般	多数	山口有香	会場で受付

軟式野球・ソフトボール（男子・女子）を希望されるチームは、軟式野球（事務局）大野正昭（☎57－0205）、ソフトボール（事務局）小島保光（☎37－0472）までご連絡ください。

卓球協会

名　称	会　場	と　き	会　費	対　象	募集	責任者	申込先
北小卓球	市立体育館（北小学校内）	木曜日 午後７時30分～９時30分	年会費 一般　6,250円 65歳以上　5,400円 高校生　5,250円 小中学生　2,500円	一般 高校生	多数	谷　正明	会場で受付
東小卓球	東小学校体育館	日曜日 午前９時～正午		高校生 一般	多数	曽我金作	会場で受付
				小・中学生		八尾　弘	
南中卓球	南部中学校体育館	水曜日 午後７時30分～９時30分		一般 高校生	多数	村瀬正男	会場で受付
ママさん卓球	総合体育文化センター	木曜日 午前９時～正午		婦人	20人	吉田純子	会場で受付

●ポールウォーキング教室

最近の新しいウォーキングスタイルに「ポールウォーキング」が注目されています。

専用ポールを持って歩くことで、正しい姿勢のまま歩幅を広げてバランスよく歩けるようになるため、腰や膝への負担も軽減されます。また、上半身も積極的に動かすことで、ウォーキングに比べて、消費エネルギーが増えると言われています。

まだ体験したことのない人はぜひ始めてみませんか？

保健センターでは、「ポールウォーキング」を地域に広めるために3カ月間の講習会を開催します。

▼**とき**　4月24日、5月1日、8日、22日、29日、6月5日、12日、26日、7月3日、10日、24日、31日（12日間、すべて金曜日）

▼**時間**　午前9時30分～11時30分

▼**対象**　次の①～③全てに該当する人

①12回の教室すべてに参加できる人

②医師による運動制限のない人

③教室終了後もポールウォーキングを続けられる人

※ただし、昨年度の同教室に参加した人は、お申し込みできません。

▼**ところ**　総合体育文化センター多目的ホール

▼**講師**　柘植美沙子（つげみさこ）さん（健康運動指導士）

▼**持ち物**　運動のできる服装、タオル、水分、運動靴（室内用・屋外用）

※講習会時はポールを、無料で貸し出します。ご希望の人は、申し込み時にお申し出ください。

▼**定員**　30人

▼**申込期間**　4月2日㈭～17日㈮（先着順）

▼**申込方法**　保健センターで受け付けます（電話可）。

▼**その他**　3カ月間の講習会終了後は、「ポールウォーキング推進隊」として、五条川沿いで毎週金曜日にポールウォーキングを継続することができます。

ただし、その際に必要なポールは、各自でご用意ください。

▼**申込・問合先**　健康課健康支援グループ（保健センター内☎37・3511）

●妊婦歯科健康診査

妊娠中は、口の中の環境が変化しやすく、むし歯や歯周病などが起こりやすい状態になります。出産前までにお口の状態を確認しておきましょう。

※予約が必要です。

▼**とき**　4月24日㈮

▼**ところ**　保健センター

▼**受付時間**　午後1時20分～2時45分（予約された時間にお越しください）

▼**対象**　妊婦

▼**定員**　20人

▼**内容**　歯牙（しが）・歯周診査、RDテスト（むし歯菌の検査）、歯垢染め出し、ブラッシング指導ほか（所要時間45分程度）

▼**持ち物**　母子健康手帳、歯ブラシ、コップ、タオル

▼**申込方法**　保健センターで受け付けます（電話可）。

▼**申込・問合先**　健康課健康支援グループ（保健センター内☎37・3511）

●小規模工事等契約希望者登録を随時受け付けています

岩倉市では、市が発注する予定価格が30万円以下の工事および修繕について、市内事業者の受注機会の拡大を図るため、入札参加資格審査を受けていない人への登録制度を実施しています。

市内で事業を営まれ、登録を希望する人は申請してください。

なお、すでに平成26・27年度の入札参加資格申請（建設工事）をされている人は、小規模工事等契約希望者登録への申請は必要ありません。

▼**申請者の資格**　次のいずれかに該当する人は、申請の資格がありません。

①市内に主たる事業所または住所を有しない人

②成年被後見人および被保佐人並びに破産者で復権を得ていない人

③希望する業種を履行するために必要な資格を有しない人

④市税の滞納がある人

▼**受付日時**　時間は、午前8時30分～正午、午後1時～5時（土・日曜日、祝日を除く）

▼**登録有効期間**　平成26・27年度分です（岩倉市入札参加資格審査申請の有効期間と同じ）。

▼**受付場所**　市役所3階行政課契約検査グループ（郵送では受け付けしません）

▼**申請用紙**　指定用紙を使用して提出してください。用紙は、市ホームページからダウンロードできます。また市役所3階行政課契約検査グループでも配布します。

▼**提出部数**　1部

▼**問合先**　行政課契約検査グループ（☎38・5800）

●平成26・27年度入札参加資格審査申請を受け付けています

岩倉市では、平成26・27年度に発注する物品の買入れまたは業務委託および工事など(設計・監理・調査測量を含む)の契約に係る指名競争入札等に参加を希望される人の資格審査申請を受け付けています。市内で事業を営まれている人はぜひ申請してください。

受付はいずれもインターネットを使用した電子申請により行っています。

電子申請

▼申請方法

・建設工事、設計・測量・建設コンサルタント…あいち電子調達共同システム（CALS／EC）のホームページ（https://www.chotatsu.e-aichi.jp/portal/index.html）にアクセスし、利用規約等に基づき申請してください。

・物品の買入れ、業務委託等…あいち電子調達共同システム（物品等）のホームページ（http://www.buppin.e-aichi.jp/index.html）にアクセスし、利用規約等に基づき申請してください。

※なお、申請に必要な別送書類は、市ホームページ（アドレス裏表紙参照）をご覧いただき、必要な人は郵送または持参してください。

▼受付期限　随時受付

・建設工事、設計・測量・建設コンサルタント…平成28年1月29日㈮

・物品の買入れ、業務委託等…平成28年2月15日㈪までの午前8時～午後8時（土・日曜日、祝日を除く）。

▼問合先　行政課契約検査グループ（☎38・5800）

入札結果　（2月19日）

工事名等	舗装修繕工事（右岸24-4工区）
工事場所等	稲荷町地内
契約業者名	栗本土木（株）
契約金額（円）	2,754,000
期間	2/24～3/30

●消費生活専門相談窓口の開設時間が変更になります

市では月に4回の消費生活専門相談窓口を設置していますが、開設日時を左記のとおり変更します。

▼曜日　金曜日（第1～第4）　※祝日の場合は振り替え（年末年始は除く）

▼受付時間　午前9時～正午

▼ところ　市役所1階市民相談室

また、江南市、扶桑町との連携により、下記の窓口でも相談することができます。ぜひ、ご利用ください！

《江南市》

▼曜日　月曜日、水曜日

※祝日の場合は月曜日は休みとし、水曜日は木曜日に振り替え

▼受付時間　午後1時30分～4時30分

▼ところ　江南市地域情報センター（江南市赤童子町大堀99）

《扶桑町》

▼曜日　木曜日

▼受付時間　午後1時～3時　※祝日の場合は休み

▼ところ　第1木曜日…扶桑町総合福祉センター（扶桑町大字斎藤字榎230）、第2～第4木曜日…扶桑町役場（扶桑町大字高雄字天道330）

▼相談上のご注意　江南市、扶桑町へのご相談は、来庁による相談に限ります。また、相談は記載されている相談日、時間内に限ります。

▼問合先　商工農政課商工観光グループ（☎38・5812）

●愛知県立名古屋盲学校　教育相談

見えにくい、見えないことで困っているお子さんの生活や学習についてお気軽にご相談ください。相談は無料です。

▼対象　乳幼児、小学生、中学生、高校生

▼相談日時　乳幼児…月曜日（午前10時～11時30分）、水曜日（午後1時45分～2時20分）

小学生…火曜日、水曜日（午後3時50分～4時50分）

中学生・高校生…水曜日（午後1時30分～3時30分）

※時間は調整します。

▼ところ　愛知県立名古屋盲学校

▼担当　犬飼和夫（教頭）、飯田　康（特別支援教育コーディネーター代表）

▼申込　随時受け付けています。電話でお申し込みください。

▼申込・問合先

愛知県立名古屋盲学校　視覚障害支援センター（名古屋市千種区北千種一丁目8番22号☎052・711・0009）

●狂犬病予防注射を受けましょう

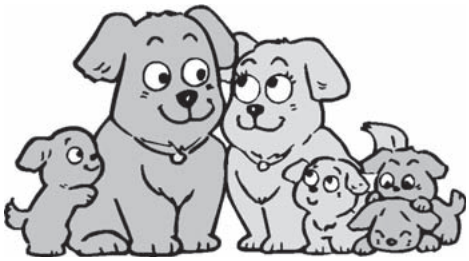

狂犬病とは

狂犬病は、咬傷などから侵入したウイルスにより神経が侵される病気であり、発症すればほぼ100パーセント死に至る恐ろしい病気で、現代の医学をもってしても有効な治療法はありません。

日本では昭和32年以来国内で狂犬病にかかった犬の発生を見ていませんが、平成18年には2人がフィリピンで咬まれ、国内で発症し、死亡しています。また世界保健機構によると、外国では年間約5万5千人が狂犬病で死亡していると報告されています。海外との交流が容易になった昨今、日本国内で狂犬病が発生する危険性は十分に考えられます。

予防するには

この恐ろしい狂犬病ですが、有効な治療法は現在のところ確立されていません。ですから、感染しないようにするためには犬にワクチンを接種させ、免疫をつけさせるしかありません。日本では、狂犬病予防法により飼い犬に狂犬病予防注射をすることが義務付けられています。生後90日を過ぎたら必ず犬の登録と狂犬病予防注射をしてください。また、狂犬病予防注射は毎年1回必ず受けてください。

集合注射の案内

市では下表のとおり狂犬病予防集合注射を行います。日時と場所を確認のうえ、最寄りの会場にお越しください（状況によって予定時間より遅れる場合があります。）。狂犬病予防注射のお知らせはがきが、登録されている飼養者あてに送付されますので、注射会場に必ず持参してください。記載内容に誤記、変更等がありましたら、内容を訂正して持参してください。問診票は飼養者の人が必ず記入してください。

また、事故防止のため、会場へは飼い犬を制御できる人がお連れください。犬のふんは飼養者の責任で始末するようにしてください。

注射料金について

注射料金は1頭3千400円です（内訳　狂犬病予防注射料金2千850円、狂犬病予防注射済票交付手数料550円）。登録されていない犬は別途犬の登録手数料3千円が必要です。おつりのいらないようにお願いします。

狂犬病予防注射済票の交付

個別に動物病院で狂犬病予防注射を受けられた場合は、狂犬病予防注射済票の交付が受けられないことがあります。その場合は、獣医師発行の狂犬病予防注射済証明書をお持ちになり、環境保全課へお越しください（狂犬病予防注射済票交付手数料550円が必要です）。

また、犬が病気や高齢などの理由で予防注射が受けられないときは、獣医師発行の「狂犬病予防注射猶予証明書」を環境保全課へご提出ください。

変更の届け出

登録後、犬が死亡した場合や、犬の所在地・飼養者など登録事項に変更があった場合は、手続きが必要になりますので、環境保全課までご連絡ください。

▼**問合先**　環境保全課環境グループ（☎38－5808）

実施日	実施会場	時間	
4月13日（月）	石仏会館	午後	1：00～1：35
	八剱会館	午後	1：55～2：30
	東町会館	午後	2：50～3：25
4月14日（火）	大矢公園	午後	1：00～1：20
	大上市場会館	午後	1：40～2：20
	西市町新いづみ公園	午後	2：40～3：05
4月15日（水）	大山寺町生田明神社	午後	1：00～1：25
	曽野町公会堂	午後	1：45～2：15
	大市場町公会堂	午後	2：35～3：00
4月16日（木）	北島町公会堂	午後	1：00～1：40
	野寄町公会堂	午後	2：00～2：25
	川井町白山社	午後	2：45～3：10
4月17日（金）	大地町坂折社	午後	1：00～1：40
	稲荷町稲荷社	午後	2：00～2：25
	下本町神明生田神社	午後	2：45～3：10
4月24日（金）	八剱会館	午後	1：00～1：30
	稲荷町稲荷社	午後	1：50～2：20
	下本町神明生田神社	午後	2：40～3：10

●こころの居場所「あみ～ご」

「あみ～ご」は、心が疲れているなあと感じている人や、家から一歩踏み出したい人が、無理なくゆるや

かに参加できる場所で、精神障害者家族会、ボランティアの人たちにより開催されています。自分のペースで、自由にゆったりご参加ください。

▼**とき**　毎月第1・第3金曜日、午後1時30分～4時（祝日は除く）

▼**ところ**　ふれあいセンター2階　多目的ホール（和室）

▼**参加費**　100円（お茶菓子代）

▼**問合先**　福祉課障がい福祉グループ（☎38・5809）または、社会福祉協議会（☎37・3135）

●献血にご協力ください

市民の皆さんには、年間を通じて献血にご協力をいただきありがとうございます。

春先は気候の変化にともない体調を崩す人が多く、献血者が減少し血液が不足がちになります。

輸血用血液の安定的な確保のために皆さんのご協力をお願いします。

▼**とき**　4月4日㈯

▼**ところ**　八剱憩いの広場五条川河畔

▼**受付時間**　午前10時～11時30分、午後1時～4時

▼**その他**　200ミリリットル献血の必要量が県内の各献血会場で確保できた場合は、200ミリリットル献血の受付を終了させていただく事があります。

▼**問合先**　岩倉市献血推進協議会（社会福祉協議会内☎37・3135）

愛知県後期高齢者医療制度の協定保養所利用助成事業

被保険者のみなさんの健康の保持・増進を目的に、次の協定保養所に宿泊する場合、１人１泊につき１千円を助成します（４月1日から翌年３月３１日までの１年間で、全保養所合わせて４泊まで利用できます）。

ところ	協定保養所名	電話番号
東浦町	あいち健康の森プラザホテル	０５６２－８２－０２１１
田原市	シーサイド伊良湖	０５３１－３５－１１５１
蒲郡市	サンヒルズ三河湾	０５３３－６８－４６９６
豊田市	豊田市　百年草	０５６５－６２－０１００
犬山市	レイクサイド入鹿	０５６８－６７－３８１１
桑名市	名古屋市休養温泉ホーム松ケ島	０５９４－４２－３３３０

ご利用方法

協定保養所への申込時に「愛知県後期高齢者医療の被保険者」であることを伝えてください。宿泊当日、保養所の窓口で後期高齢者医療の保険証を提示してください。精算時に利用料金から1,000円を差し引きます。

※初回利用の際に「利用カード」が交付されますので、２回目以降は、保険証と利用カードを掲示してください。

▶**問合先**　愛知県後期高齢者医療広域連合給付課（☎０５２－９５５－１２０５）

図書館ニュース

（☎37・6804）

（4月の休館日は6日㈪、13日㈪、20日㈪、27日㈪、30日㈭です）

新着図書のご案内

一般新着図書

★乙女の家　朝倉（あさくら）　かすみ著

★1品で野菜100gを確実に食べられるお弁当おかず　石澤（いしざわ）　清美（きよみ）著

児童新着図書

★みんなおおきくなった　藤本　ともひこ絵　中川　ひろたか文

★ふたりはおばけのふたご！？　むらい　かよ著

※その他の新着図書については、図書館ホームページ（http://www.iwakura-library.com/）をご覧ください（ホームページから貸出中の図書の予約ができます）。

予約の多かった本

（１月～２月）

①サラバ！　上　（西（にし）　加奈子（かなこ））

②サラバ！　下　（西（にし）　加奈子（かなこ））

③悲嘆の門　上　（宮部（みやべ）　みゆき）

●多重債務者相談

NPO法人「クレサラあしたの会」による多重債務者のための生活再建相談所を開設しています。

▼**とき**　毎月第3木曜日午後1時～4時(4月16日・5月21日・6月18日)

▼**ところ**　市役所1階市民相談室

▼**相談員**　NPO法人「クレサラあしたの会」の司法書士、ボランティアスタッフ

▼**主な相談内容**　クレジット、サラ金返済問題解決、借入に頼った生活の見直し、借入金の法的整理後の生活再建支援など

※相談の際には契約書等の借入のわかる書類をお持ちください。相談による家族、個人の秘密は厳守しますので、安心してご相談ください。

※相談料は無料です。

※予約優先で行っています。

▼**予約・問合先**　クレサラあしたの会(☎080-3620-7654)

★不用品データバンク★

ご家庭で眠っている不用品の有効利用と、むだのない消費生活のために不用品データバンクをご活用ください。

なお、物品のやりとりは、当事者間で話し合っていただきます。

登録物品（3月1日現在）

▶**譲ります（有償）**　幼児用スキーウェア（90㎝）、掃除機、乳幼児用バウンサー

▶**あげます（無償）**　幼児用スノーブーツ（16㎝）、幼児用ミトン、黒ゴム長靴（27㎝）、赤ちゃん用沐浴槽、碁盤、炊飯器、小型冷蔵庫、ホーローケトル、チーズフォンデュセット、お雛様（お内裏様とお雛様２体）、卓上電子ピアノ、女児用自転車（18インチ）、将棋盤、岩倉中学校男子用制服、ジャージ（約160㎝）

▶**求めます**　チャイルドシート、ピアニカ、全自動洗濯機、幼児用テーブルチェアー、幼児用足台、岩倉幼稚園の用品（かばん・体操服・帽子など）、岩倉中学校女子用制服（約165㎝）、ノートパソコン、デスクトップ型パソコン

※掲載中のものでも、交渉中や交渉が成立している場合があります。市ホームページ（アドレス裏表紙参照）でも確認できます。

▶**問合先**　商工農政課商工観光グループ(☎３８－５８１２)

市民相談

お気軽にご相談ください

市民相談室(☎38−5822)

市民相談室は、市役所１階です。個室の相談室となっていますので、お気軽にご相談ください。
なお、各相談は、正午から午後１時までお昼の休憩をいただきます。

■一般・消費生活相談

▶**とき**　月～金曜日（祝日、振替休日を除く）
午前９時～午後４時

■消費生活専門相談

毎月第１～第４金曜日　午前９時～正午

■登記相談

４月８日（水）午後１時～４時

■不動産相談

４月９日（木）午後１時～４時

■人権相談

４月１０日（金）午後１時～４時

■行政相談

４月１０日（金）午後１時～４時

■法律相談（予約制…定員各６人）

４月１４日（火）、２２日（水）
午後１時～４時

※４月の法律相談は４月１日（水）午前９時から市民相談室で当月分の予約を受け付けます（先着順、電話可）。

■戦没者遺族相談

４月１７日（金）午後１時～４時

●心の相談電話　☎37-7867（みななやむな）

いじめの問題、親子・近隣関係などの心の悩みは、一人でくよくよしていても何の解決にもなりません。経験豊かなボランティアが電話で相談をお受けします。お気軽におかけください。

▶**とき**　毎週月曜日午前１０時～午後４時（祝日、振替休日を除く）

Departamento de Informações

ポルトガル語情報コーナー

O método de recolhimento de uma parte dos materias recicláveis serão alteradas a partir de 1 de abril

4月1日から、ごみと資源の出し方が一部変更になります

Segue abaixo os 4 itens que irão iniciar ou sofreram alterações:
e- Life Plaza－Instalação da estação de recolhimento de materiais recicláveis no 1º andar do Escritório de Limpeza(*Seiso Jimusho-Ishibotoke-cho Inaba 1banchi*).
Embalagens de leite－serão coletadas no dia da coleta de papéis velhos e roupas usadas como uma variedade de papéis velhos.
Resíduos de óleos comestíveis－os resíduos de óleos de cozinha utilizado nas frituras (somente os resíduos de óleos vegetais comestíveis)serão coletados na *e-Life Plaza*.
Colchão de mola, produtos feitos com plásticos reforçados com fibras de vidro(ex:banheira, etc)- PRFV (FRP-Fiber Reinforced Plastics), aquecedor à óleo－até agora estes itens eram considerados materiais difíceis de descartar sendo coletados somente por empresas especializadas, mas agora sera possível coletar como lixo de grande porte pela cidade. Porém, o colchão de mola e/ou o aquecedor à óleo não podera levar diretamente ao *Komaki Iwakura Ecoru Center*.

Alteração do horário de funcionamento do balcão de consulta com especialista de defesa ao consumidor.

消費生活専門相談窓口の開設時間が変更になります

▶Semana: sexta-feira (1ª a 4ªsemana) ※Em caso de feriado será transferido para o seguinte dia útil (exceto no feriado no final e começo de ano).
▶Horário da recepção: das 9:00 ao meio-dia.
▶Local: Sala de consulta aos cidadãos(*shimin soudanshitsu*) no 1°andar da prefeitura de *Iwakura*.

Recrutamento de usuários na horta pública (Shimin Nouen)

市民農園の利用者を募集します

A cidade de Iwakura mantén instalações de hortas pública com o intuito de proporcionar alguma substancialidade nas horas de lazer dos cidadãos que apreciam o cultivo de hortaliças (legumes, verduras, etc).
▶**Beneficiários**: Pessoas registradas que estão residindo na cidade de Iwakura. 1 demarcação para 1 família.
▶**Período de uso**: De maio de 2015 até março de 2016 (com possibilidades de renovação a cada 1ano e no máximo 5 anos).
▶**Taxa de uso**: ￥2.750 por ano.
▶Quantidades de demarcações disponíveis:
★ Horta pública de Suzui-cho.....1 demarcação.
★ Horta pública de Taisanji-cho.....1 demarcação.
★ Horta pública de Inari-cho.....8 demarcações
●**Período de requerimento**: 1(qua) ～ 9(qui) de abril
●**Método de requerimento**: preencher o formulário de requerimento para uso da terra que esta disponível no Departamento do Comércio e Agricultura(Shoko Noseika).
●**Data de sorteio**: Caso haja vários requerimentos, sera realizado um sorteio no dia 10 de abril(sex) à partir das 10:00 na sala 1 de reunião de membros no 7º andar da Prefeitura de Iwakura.

Dia da coleta do lixo reciclável

分別収集

03/04(sex) ・Sono Cho・Inari Cho・Taisanji Cho・Taisanjimoto Machi・Taisanjihon Machi・Gojo Cho・Daiichiba Cho
07/04 (ter) ・Yatsurugi Cho・Inoue Cho・Kamino Cho・Ishibotoke Cho
10/04(sex)・Higashishin Machi (Iwakuradanchi)
14/04(ter) ・Daichi Cho・Daichishin Machi・Chuo Cho・Minamishin Machi・Kawai Cho・Kitajima Cho・Noyori Cho

Dia da coleta de papel velho e roupa usada

古紙と古着の日

03/04(sex) ・Shimohon Machi・Showa Cho・Asahi Machi・Sakae Machi 2 Chome・Shinyanagi Cho・Shinyanagi Cho 1 ku
07/04(ter)・Nakahon Machi・Higashi Machi・Suzui Cho
11/04 (sab)・Higashishin Machi (Iwakuradanchi)
14/04(ter) ・Saichi Cho・Hon Machi・Miyamae Cho・Sakaemachi1 Chome

● **Informações**（☎38−5807）
Disponível intérprete em português

災害時にも使えるレシピ（家庭料理編）

さつま芋とリンゴのオレンジ煮

＜材料＞	1人分	4人分（目安量）
さつま芋	60ｇ	240ｇ
リンゴ	1/4個	1個
オレンジジュース	100mｌ	400mｌ
水	50mｌ	200mｌ
砂糖	9g(大さじ1杯)	36g(大さじ4杯)

PRポイント！
★果物は他の果物でも美味しく出来ます。
★ジュースを使うことにより、水の使用量が抑えられます。

＜作り方＞
1．さつま芋は皮をむき、１㎝の厚さに切り水にさらしておく。リンゴはイチョウ切りに切っておく。
2．鍋にさつま芋、リンゴ、オレンジジュース、水、砂糖を入れ中火にかける。
3．煮立ってきたらアクをとり、アルミホイルで落としぶたをして軟らかくなるまで弱火で煮る。

さつま芋とリンゴのオレンジ煮＜1人分あたり＞
熱量 194kcal　たんぱく質1.6g　脂質 0.3g　炭水化物 48.8g　ナトリウム 3mg　食塩相当量　0g

☆献立は一例です。「災害時にも使えるレシピ集」は保健センターでご覧いただけます。
●**問合先**　健康課健康支援グループ（保健センター内☎３７－３５１１）まで。

中学生の皆さんへ

モンゴルの大自然の雄大さを肌で感じてみませんか

岩倉市教育委員会では、将来を担う中学生の皆さんに、国際的な視野と見識を深めてもらうため、海外に派遣する中学生を募集します。

モンゴルは、雄大な大自然に恵まれ、伝統的な文化や生活を満喫できる国です。現地ではホームステイをして、学校訪問や星座観察、民族音楽鑑賞などの体験活動を行いますので、ぜひ応募してください。

●**派遣先**　モンゴル　ウランバートル
●**派遣期間**　８月２日（日）～８日（土）６泊７日※日程については、変更になる場合があります。
●**応募資格**　★市内に在住の中学生（私立中学生も含む）
★心身ともに健康で、研修意欲が旺盛な生徒
★事前研修などに参加できる生徒
★保護者の同意が得られる生徒
★過去に派遣されたことのない生徒

●**募集人数**　１４人（中学３年生８人、中学１・２年生６人）
●**参加費用**　１人３万円
（個人的な経費は除きます。また、保険への加入をお願いします。）
●**申込方法**　４月７日（火）から５月１日（金）までに参加申込書に必要事項を生徒本人が記入のうえ、市立中学校の中学生は在籍する学校へ、それ以外の中学生は、学校教育課へ提出してください。
※参加申込書は、学校教育課および各市立中学校にあります。なお、申込者に対して改めて選考会の案内等の通知はいたしませんので、ご留意ください。
●**選考方法**　グループワーク・面接・英語インタビュー等を実施のうえ選考し、後日公開抽選で決定します。
●**選考会**　５月９日（土）午後２時から市役所で行います。
●**抽選会**　５月１７日（日）午前１０時から、くすのきの家で行います。※選考会および抽選会両日とも本人の参加が必要となります。
●**問合先**　学校教育課学校教育グループ（☎３８－５８１８）まで。

フォトニュース

舞 第２５回ダンス＆体操発表会
台で輝く！

３月８日（日）、総合体育文化センターで第２５回ダンス＆体操発表会が行われました。

この日は１４団体、計２２８人が日ごろの練習の成果を披露しました。

ステージでは、ジャズダンスやフラダンス、気功法に太極拳、健康体操などさまざまなジャンルのダンスや体操が行われ、子どもから年配者までさまざまな年齢層の人が参加しました。

発表後には、観客からの拍手と歓声が沸き起こるなど老若男女問わず楽しめる発表会となりました。

一 史跡公園　月釜
服しましょう

３月１５日（日）、史跡公園で月釜が行われました。

春の気配が感じられる暖かさの中、訪れた人たちは鳥居建民家の中で抹茶と和菓子をいただきながら、一服を楽しんでいました。

４月２９日（水・祝）には、同じ場所で市民茶会が行われます。ぜひお出かけください。

春 春の子ども劇場
の楽しいひと時

３月１４日（土）、図書館で春の子ども劇場が行われ、人形劇団よろずや○（まる）の皆さんにより人形劇やペープサート（紙人形劇）が公演されました。

会場に訪れた多くの子どもたちは、巧みに操られ生き生きと動く人形やユーモラスな台詞（せりふ）に心を引き付けられ、物語を真剣に聞いたり、ときには大声で笑ったりするなど楽しい時間を過ごしていました。

広報に掲載したあなたの写真をさしあげます。　●申込先　協働推進課広報情報グループ（☎38-5802）まで。

4月のカレンダー

1	水	★健康チェックの日 野菜の広場／岩倉駅東西地下連絡道
2	木	★母子健康手帳の交付　★プレママと産後ママ教室
3	金	★ＢＣＧ 分別収集／曽野町・稲荷町・大山寺町・大山寺元町・大山寺本町・五条町・大市場町 古紙と古着の日／下本町（お祭り広場では行いません）・昭和町・旭町・栄町二丁目・新柳町・新柳町１区
4	土	野菜の広場／岩倉駅東西地下連絡道
5	日	⊕休日急病診療（石黒義章　いわくら整形外科クリニック） 日曜市役所（証明発行業務）開設（8：30～12：00） 日曜資源回収ステーション（e－ライフプラザ9：00～12：00）
6	月	★乳幼児健康相談
7	火	★３歳児健康診査 分別収集／八剱町※八剱憩いの広場では前日の夜は行いません。・井上町・神野町・石仏町 古紙と古着の日／中本町（お祭り広場、白山公園では行いません）・東町・鈴井町
8	水	野菜の広場／岩倉駅東西地下連絡道
9	木	★母子健康手帳の交付
10	金	★２歳６か月児親子歯科健康診査 分別収集／東新町（岩倉団地）
11	土	古紙と古着の日／東新町（岩倉団地） 野菜の広場／岩倉駅東西地下連絡道
12	日	⊕休日急病診療（村瀬洋介　岩倉東クリニック） 日曜市役所（証明発行業務）開設（8：30～12：00） 正午から市役所市民スペースはお休みです 日曜資源回収ステーション（消防署東側防災公園9：00～12：00）
13	月	★２歳児歯科健康診査
14	火	★１歳６か月児健康診査 分別収集／大地町・大地新町・中央町・南新町・川井町・北島町・野寄町 古紙と古着の日／西市町・本町・宮前町・栄町一丁目
15	水	★健康チェックの日　★４か月児健康診査 野菜の広場／岩倉駅東西地下連絡道

★印は、保健センターで行います。
休日急病診療の担当医は、変更する場合があります。

電話番号案内

●戸籍、住民票、印鑑登録、国民健康保険、後期高齢者医療等
市民窓口課（☎０５８７－３８－５８０７）
●ごみの収集・処理、犬・猫などのペットの死体処理、公害、環境保全　等
環境保全課（☎０５８７－３８－５８０８）
●保育園、児童福祉、子ども手当　等
子育て支援課（☎０５８７－３８－５８１０）

防災無線テレホンサービス
☎0587－37－0099
消防テレホンサービス
☎0587－38－3119
救急医療情報センター
☎0586－72－1133
⊕休日急病診療所（日曜日・祝日）
☎0587－66－4708
受付　9：00～11：30
13：00～16：30
⊕小児救急外来
江南厚生病院内（こども救急診察室）
☎0587－51－3333
○日曜日・祝日・第2・4・5土曜日
受付　8：30～16：30
○第1・3土曜日
受付　12：20～16：30
愛知県小児救急電話相談
☎＃8000
☎052－962－9900
○毎日
受付　19：00～翌朝8：00

確認してください
お近くの避難場所

㉟大市場町公会堂

大市場町公会堂は、大市場橋の東側に位置しています。住所は大市場町郷廻184-3です。一度ご確認ください。

広報いわくら音声版（ＣＤ）を用意しています。また、ホームページでも公開しています。どなたでもお聴きになれますのでご利用ください。
●問合先　協働推進課広報情報グループ（☎38－5802）

岩倉市の人口

3月1日現在		前月比	前年比
総人口	47,726人	10人	176人
男	23,841人	15人	166人
女	23,885人	-5人	10人
世帯	20,686世帯	31世帯	277世帯

前月詳細	
出生	45人
死亡	29人
転入等	234人
転出等	240人

●毎月２回　１日・１５日発行
●岩倉市ホームページアドレス
http://www.city.iwakura.aichi.jp/
●岩倉市Ｅメールアドレス（代表）
koho.prsec@city.iwakura.lg.jp
●編集　総務部協働推進課広報情報グループ
●発行　岩倉市役所
〒482－8686愛知県岩倉市栄町一丁目66番地
☎ 0587－66－1111　FAX0587－66－6100

VOC成分ゼロ
VEGETABLE OIL INK
この印刷は環境にやさしい植物油インキを使用しています。